



東京税理士会日本橋支部会報

第155号

平成31年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホック人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 坂下 眞一郎

編集人 広報部長 増田 和弘

印刷 (株) 税 経



伊勢神宮の内宮「皇大神宮」

謹賀新年

本年もよろしくお願いたします

東京税理士会 日本橋支部

支部長 坂下眞一郎
副支部長 佐々木則司
副支部長 井上 眞一
副支部長 須佐 正秀
副支部長 滝口 利子
総務部長 結城 昌史
研修部長 引地 栄二
広報部長 増田 和弘

厚生部長 櫻井 和儀
組織部長 竹田 修
経理部長 森 一郎
綱紀監察部長 佐藤 宗石
税務支援対策部長 土田 一夫
法対策委員長 渡辺 英樹
情報システム委員長 濱川 久子
租税教育推進委員長 小原 正寛

平成31年元旦

東京税理士会

理事 安田 信彦
理事 青木 久直
理事 梅田 文江
理事 高橋美津子
理事 大澤 昭人

目次

- | | | | |
|------------------------|----|-----------------------------|----|
| ・ 支部長挨拶 坂下眞一郎…………… | 2 | ・ 特集 支部対抗野球大会三連覇、通算10回目の優勝… | 15 |
| ・ 日本橋税務署長挨拶 鈴木 文典…………… | 3 | ・ 各部だより…………… | 18 |
| ・ 研究論文 引地 栄二…………… | 4 | ・ 東海税理士会フォーラム参加記 増田 和弘 …… | 25 |
| ・ 随筆 緑川 光…………… | 9 | ・ 支部会員異動のお知らせ…………… | 31 |
| ・ 新春随想 年男・年女…………… | 10 | | |



新年のご挨拶

さかした しん いち ろう
支部長 坂下真一郎

新年あけましておめでとうございます。

平成31年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

今年は5月から新元号となりますから、4月に生まれる子供達が学校に上がると、同級生の大半が新元号生れという中で育っていくことになり、少々気の毒なような気がします。

新元号発表と言えば、「平成」の記憶が鮮明です。「昭和」や「大正」はどうだったか分かる方は少ないでしょう。因みに「明治」は慶応4年9月8日に改元され、年の初めに遡って適用されたそうですが、歴史年表のほとんどに慶応4年と明治元年が併記されています。維新のさなか、「明治」が受け入れられるまで時間もかかったのでしょう。

無限の西暦は大変便利ですが、昭和を懐かしむ、平成への感慨を思うなど思い出をまとめるのに、元号はなかなかびったりします。平成に変わった時、「これからは西暦への移行が進む」と言われました。ミレニアムには、「元号のほうがすっきりだ」と思ったものです。二つの物差しを使いこなす日本ならではのやり方で、この度の改元も乗り越えていくことになるでしょう。

さて、昨年的一年間、副支部長、支部役員の皆様、支部会員の皆様のご協力により支部行事が無事に完了いたしました。改めてここに厚く御礼申し上げます。

税理士会が行った社会貢献活動では、各種無料相談会を担当していただいた先生方、小中学校における租税教育を担当していただいた先生方におかれましては、大変なご尽力を賜りありがとうございました。

支部会員のコミュニケーションを円滑にするための厚生活動について、少々の変化がありました。従来の6つの厚生活動に加え、昨年10月の幹事会においてアウトドア部の発足が承認されました。体力作りに励むことを目的としておりますが、日頃の運動不足を解消したい方、更に体力をつけたい方々、是非お集まり下さい。

特に人気の高いゴルフ部、野球部、カラオケ部の活動について書かせていただきます。昨年は第1ブロックの多くの支部が70周年を迎え、各種記念行事を行う支部が多かった中、日本橋支部では、記念ゴルフコンペを11月15日に常陽カントリー倶楽部において開催し、前支部長の浅見先生が優勝されました。

野球部は、私が支部長に就任してから、東京税理士会の野球大会で一昨年の秋第124回大会から昨年の秋第126回まで負けなしの3連覇、通算10回目の優勝を果たしました。今春の大会から神宮軟式野球場は使用出来なくなりますが球場の場所が変わっても連覇を期待しております。

カラオケ部は、毎秋実施しているカラオケ発表会は回を重ねるごとにレベルが上がっております。歌に自信がある方は腕試しならぬ喉試しを、自信がない方でも自信が付くよう先輩部員がご指導させていただきます。最終的には楽しいカラオケ、みんなのカラオケを目指しております。

あくまでも交流の場としての厚生活動です。是非とも野球部、テニス部、ゴルフ部、ボーリング部、カラオケ部、観劇会、アウトドア部、いずれかの活動にご参加をお願い致します。

研修部は、研修時間年36時間受講が義務化となり、月一回以上の研修会の開催にご尽力頂き、29年度の達成率は東京税理士会の平均達成率にほぼ達しました。研修部の皆様ありがとうございました。又、研修会に参加して頂いた支部会員の皆様のご協力もありありがとうございました。平成30年度から日税連のホームページで各人の受講時間が公表されます。本年も引き続き1名でも多くの会員が36時間受講を達成できるようにご協力をお願い致します。

平成31年1月からe-Taxの利用手続きが便利になるID・パスワード方式（ID・PWは事前に税務署で発行）が採用となり、スマートフォンからも個人の確定申告ができるようになります。

いよいよ、今年の10月から消費税が8%から10%に増税されます。同時に軽減税率が実施となります。税理士政治連盟は最後まで凍結もしくは廃止を訴えていくそうですが、我々としては10月1日の増税に向け、会計ソフトの変更に備えなければなりません。また、5月1日の改元にも備えなければなりません。支部としてはこれらの変更のみならず、クライアントの手助けとなるよう各種研修会を開催してまいります。ぜひともご参加ください。

今年は我々にとっては変化の年です。変化に対応してこそ税理士です。日本橋支部が一丸となり、変化の年に向かっていこうと思います。この一年もよろしくお願い致します。



年頭のご挨拶

日本橋税務署長 ^{すず き ふみ のり} 鈴木 文典

平成31年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

坂下支部長をはじめ東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政全般に渡り、深いご理解と多大なご協力を賜っております。誌面をお借りして、改めて厚くお礼申し上げます。

早いもので、去年の定期人事異動から半年が経ち、その間、日本橋地域の様々な活動に参加させていただく機会にも恵まれ、その折々で「日本橋」という歴史と伝統のある街を肌で感じさせていただきました。

さて、国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」であり、この使命を果たすため、「納税環境の整備」と「適正・公平な税務行政の推進」に努めているところであります。

「納税環境の整備」につきまして、国税庁においては、直接的に納税者サービスの充実に繋がることから、e-TaxなどICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の普及・充実に取り組んできております。特に、e-Taxにつきましては、平成32年(2020年)4月1日以降に適用される資本金1億円超のいわゆる大法人の電子申告の義務化とともに、申告データ等の円滑な提出のための環境整備を進めております。また、従来のマイナンバーカードとICカードリーダーライターを使用するマイナンバーカード方式とは別に、平成31年1月からID・パスワード方式の利用が開始され、e-Taxの利用手続がより便利になります。署としましても積極的な周知・広報に引き続き取り組んでまいりますので、納税者の皆様の積極的な利用に向けて、ご支援をよろしくお願いいたします。

また、書面添付制度につきましては、税務行政の一層の円滑化等を図ることが期待されておりますとともに、税理士の皆様方に付与された権利の一つでもあります。当該制度の普及・定着を図っていくため、税務署におきましては、引き続き添

付書面を申告審理や準備調査等に活用するとともに、添付書面の記載内容に関しては積極的に意見聴取を実施してまいりますので、会員の皆様方には、書面添付を実践していただきますようお願いいたします。

「適正かつ公平な税務行政の推進」につきましては、適正な申告を行った納税者が不公平感を抱くことがないように、悪質な納税者には厳正な姿勢で臨むことが求められています。本年度におきましても、引き続き、富裕層やグローバル企業等の国際的な事案、租税回避への対応など、社会経済状況の変化に応じて、柔軟かつ適切に取り組んでいくこととしております。

年も改まり、間もなく平成30年分の所得税、復興特別所得税及び消費税の確定申告の時期を迎えます。日本橋税務署におきましては、平成31年2月18日(月)から3月15日(金)までの間、昨年と同様、麹町署、神田署、京橋署、江東西署、江東東署との6署合同で、中央区築地の東京国税局に申告書作成会場を開設することとしております。交通の便等から、2月上旬に日本橋公会堂で実施していただく「税理士会による無料申告相談」を利用される方も多いことと思われます。ご担当いただく会員の皆様にはご負担をお掛けしますが、何卒よろしくお願いいたします。

最後に消費税の軽減税率制度への対応について申し上げます。平成31年(2019年)10月から、消費税率の引上げと同時に軽減税率制度が実施されます。現在、本制度の円滑な実施に向けて、関係府省庁が連携して、制度の周知・広報等に取り組んでいるところであります。日本橋支部の皆様におかれましても、事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、各事業者の状況に応じたご指導をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

結びに当たりまして、新年における東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



配偶者控除及び配偶者特別控除の歴史

ひき ち えい じ
引 地 栄 二



所得控除のうち配偶者控除などの人的控除のあり方は、所得税制の基本的な問題であり、これまでの税制調査会答申等においても、しばしば議論されてきている。

ここでは配偶者控除及び配偶者特別控除の制度のうち平成29年度改正前後の控除額の歴史について、触れていく。

1. 改正前の配偶者控除

我が国に所得税法が創設されたのは明治20年(1887年)である。そして、扶養控除が導入されたのは大正9年(1920年)であるが当初、配偶者は扶養親族に含まれていなかった。昭和15年(1940年)にようやく配偶者が扶養親族に含まれ扶養控除を受けられることとなった。時を経て、他の扶養親族とは異なり配偶者には内助の功があるとして扶養控除よりも控除額を多くした配偶者控除制度が創設されたのは、昭和36年(1961年)度の税制改正である。その条文及び導入の経緯は、次のとおりである。

昭和36年新所得税法
(配偶者控除)

第11条の8 居住者に控除対象配偶者がある場合においては、その者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から9万円を控除する。

2 前項の場合において、控除対象配偶者が青色専従者給与額の支給を受けるときは、その者に係る控除額は、同項の規定にかかわらず、9万円から当該青色専従者給与額を控除した額とする。

(本条の規定による控除額を配偶者控除額という。)

配偶者については、従来、通常は第1人目の扶養親族として7万円の扶養控除を認めていたが、

妻は家事、子女の養育等家庭の中心となって夫を援助しており、その意味では夫の所得の稼得に大きな貢献をしているといえることができる。また、夫婦という共同体の消費ないし生活水準は、夫婦のうちのいずれが所得を得たかということには関係なく、全体の所得水準と各人の必要によって認められるものであり、夫婦の所得は一体とみるのが自然である。

このような考え方にたつときは、アメリカの税法のように夫婦の所得を合算して2分2乗の課税方式をとるといような考え方も出てくるが、この課税方式をとるときは、その手続も複雑で、特に高額所得者に有利となり、また、夫婦の所得に対する税負担をいたずらに軽減することは他の所得者との権衡上必ずしも適当ではない。

しかし、従来のように配偶者をその生計費の見地から扶養控除の対象としてのみみることは、その実情に即さないもので、妻は夫の得た所得の処分に対して大きな発言権をもつ事実に着目するとともに他面、他の所得者との負担のバランスを考慮して、扶養控除額より高額で、夫の基礎控除額と同額の配偶者控除を認めることとされたのである。

昭和35年(1960年)12月第一次答申には、次のように記されている。

〔1〕 課税最低限

所得税の課税最低限は、累次の引上げにより、現在いわゆる最低生活費と考えられるところよりは、ある程度高めにあったと認められ、すでに昭和15年の水準を相当こえている。

(2) 配偶者控除及び扶養控除の問題

ここにおいて、われわれは、一方において以上の問題を配偶者控除の創設の問題や扶養控除のあり方の再検討の問題と関連して考えるとともに、他方において、給与所得控除の拡充の問題をとりあげた。

もとより配偶者控除の問題は、所得税の課税単位(所得税の課税を所得を稼得する個人ごと

に行なうか、消費支出を共通する夫婦、世帯等を単位とするか)の問題とからみ、扶養控除の問題も納税者が扶養親族の生活費を負担するための担税力の減殺を調整するという制度本来の立場から検討を要する問題である。

(3) 配偶者控除の創設

配偶者について扶養控除(7万円)に代えて、基礎控除(9万円)と同額の配偶者控除を新設する。

(4) 扶養控除の引上げ

扶養控除に年齢差を設け、満15歳以上の扶養親族の控除額を5万円に引き上げる(現行3万円)。」

その後、配偶者控除は、課税最低限の議論を基に昭和52年(1977年)までは毎年のように控除額が増加している。その控除額の経緯については後述する。

また、昭和48年(1973年)までは配偶者控除額21万円に対し扶養控除額16万円と制度創設の趣旨の通り配偶者控除額の方が多かったが、昭和49年(1974年)からはともに同額の24万円となり配偶者控除額の利点はなくなった。

2. 改正前の配偶者特別控除

配偶者特別控除は、昭和62年(1987年)の改正において創設され、昭和62年分以後の所得税から適用されている。

制度導入の趣旨について、昭和62年「改正税法のすべて」では、次のように述べられている。

「事業所得者においては青色事業専従者給与の支払を通じて実際上所得分割を行うことができるのに対して給与所得者にはそのような途がないこと、さらに、所得を稼得する者に対する配偶者の貢献の評価、いわゆるパート問題(パートで働く主婦の所得が一定額を超える場合に、かえって世帯全体の税引手取所得が減少してしまうという逆転問題)への対応といった見地から所得税の課税単位を見直し、二部二乗制を導入してはどうかとする考え方があるわけですが、この二部二乗制については、税制調査会で学者委員を中心とする専門小委員会を設けて慎重に検討が行われ、昭和61年10月「税制の抜本的見直しについての答申」において「個人所得課税の課税単位に基本的な変更を加える二部二乗制のような端的な合算分割制

の採用については、配偶者の有無による税負担の変動が大きくなりすぎる、あるいは共稼ぎが相対的に不利になって、女性の社会進出を抑制する恐れもあること等の様々な問題があるので、慎重に対応すべきである」とされたところです。

また、同答申は、「二部二乗制の導入については、問題が多く慎重に対応すべきであるとしても、事業所得者においては青色事業専従者給与の支払による配偶者への所得の分与を通じて負担緩和を図り得ること等を考えると、主として給与所得者世帯について配偶者の有無や所得の稼得形態の際に着目して何らかの税負担の調整を図ることは、十分考慮に値する問題である。」とした上で、「片稼ぎの給与所得者世帯にあっては、所得を稼得する仕事に直接従事しているのはたとえその一方であるにせよ、他方の配偶者もその稼得をとお考えるのがおそらくは自然であり、その意味では所得税及び個人住民税の課税に当たって、何らかのしん酌を加えるのが妥当ではないと思われる。」と述べ、その場合、「所得の稼得に対する配偶者の貢献といった事情をも念頭におきつつ、世帯としての税負担の軽減を図る趣旨で、現行の配偶者控除に加え、おおむねその半分程度を目途として(中略)配偶者特別控除を設けることが適当である。」として、配偶者特別控除の創設を提言しています。さらに、その場合、「配偶者特別控除は所得の稼得に対する配偶者の貢献への配慮に加えて、税負担の調整を図る趣旨から設けるものであること、今回税率の累進構造が大幅に緩和されることを考慮すれば、一定額以上の多額の収入を得ている者についてまで適用することには問題なしとしない」との指摘が行われているところです。

そこで、抜本答申に述べられているように、家庭にある主婦も夫の所得の稼得に相応の貢献をしていること、事業所得者においては、青色事業専従者給与の支払による配偶者への所得分与を通じて負担調整を図ることができること等を考慮し、主としてサラリーマン世帯について、税負担の調整を図る趣旨から、…配偶者特別控除を創設することとされました。」

また、平成15年(2003年)度の税制改正において、所得税の「空洞化」の状況を是正し、広く公平に負担を分かち合うとの基本的考え方の下、経済社会の構造変化に対応して個々人の選択に中立的な

税制を構築していくという観点から、配偶者特別控除のうち控除対象配偶者（合計所得金額が38万円以下の配偶者をいう。）に適用される部分（配偶者控除と重複して控除される部分）が廃止され、

平成16年（2004年）分以後の所得税について適用することとされた。

具体的な配偶者特別控除額の経緯については、次に述べる。

3. 改正前の配偶者控除額及び配偶者特別控除額（最高控除額）の経緯

年度	配偶者控除額		配偶者特別控除額	
	一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	居住者の所得要件	最高控除額
昭和36年	9万円			
昭和37年	10万円			
昭和38年	11万円			
昭和39年	12万円			
昭和41年	13万円			
昭和42年	15万円			
昭和43年	16万円			
昭和44年	17万円			
昭和45年	18万円			
昭和46年当初	19万円			
昭和46年減税	20万円			
昭和48年	21万円			
昭和49年	24万円			
昭和50年	26万円			
昭和52年	29万円	35万円		
昭和59年	33万円	39万円		
昭和62年	—	—	800万円以下	165,000円まで1万円刻み
平成1年	35万円	45万円	1,000万円以下	35万円まで5万円刻み
平成7年	38万円	48万円	1,000万円以下	38万円まで5万円刻み
平成15年	—	—	配偶者控除との重複適用廃止	

4. 改正前の配偶者特別控除額の経緯

① 平成7年分から平成15年分まで

控除対象配偶者に当たる場合		控除対象配偶者に当たらない場合	
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
0円～49,999円	38万円	380,001円～399,999円	38万円
50,000円～99,999円	33万円	400,000円～449,999円	36万円
100,000円～149,999円	28万円	450,000円～499,999円	31万円
150,000円～199,999円	23万円	500,000円～549,999円	26万円
200,000円～249,999円	18万円	550,000円～599,999円	21万円
250,000円～299,999円	13万円	600,000円～649,999円	16万円
300,000円～349,999円	8万円	650,000円～699,999円	11万円
350,000円～379,999円	3万円	700,000円～749,999円	6万円
380,000円	0	750,000円～759,999円	3万円

② 平成16年分から平成29年分まで

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円～399,999円	38万円
400,000円～449,999円	36万円
450,000円～499,999円	31万円
500,000円～549,999円	26万円
550,000円～599,999円	21万円
600,000円～649,999円	16万円
650,000円～699,999円	11万円
700,000円～749,999円	6万円
750,000円～759,999円	3万円

参考文献:第一法規 コンメンタル所得税法

5. 配偶者控除等の平成29年改正の経緯・考え方等

(財務省:平成29年度税制改正の解説より)

(1) 改正の経緯

これまで、女性を含め、配偶者が就業時間を調整することによって、納税者本人に配偶者控除が適用される103万円以内に給与収入を抑える傾向があると指摘されてきました(いわゆる「103万円の壁」)。これについては、配偶者特別控除の導入によって、配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、税制上、いわゆる「103万円の壁」は解消しています。それにもかかわらず収入を抑える傾向が生じる要因として、「103万円」という水準が企業の配偶者手当制度等の支給基準に援用されていることや、いわゆる「103万円の壁」が心理的な壁として作用していることが指摘されています。

生産年齢人口が減少を続け人手不足と感じている企業が多い中、給与収入を一定の範囲内に抑えるために就業時間を抑える傾向は、最低賃金が引き上げられていくにつれ、更に強まるのではないかと懸念されています。こうした喫緊の課題に対応し、女性を含め、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる環境づくりに寄与する観点から、今回、配偶者控除等の見直しを行うこととしたものです。

なお、今般の見直しに当たっては、(2)で後述する「配偶者の収入制限の引上げ」のほかにも、配偶者控除を廃止する案や、夫婦世帯に対し配偶者の収入にかかわらず適用される控除、いわゆる「夫婦控除」を導入するとの案も議論されました。しかし、与党の「平成29年度税制改正

大綱」(平成28年12月8日)において、配偶者控除は、扶養控除と同様、一定の収入以下の配偶者がいる納税者の担税力の減殺を調整する仕組みであり、諸外国においても配偶者の存在を考慮した仕組みが設けられていることを踏まえれば、配偶者控除を廃止して何らの配慮も行わないことには問題があると指摘されています。また、いわゆる「夫婦控除」についても、高所得者の夫婦世帯にまで配慮を行えば、非常に多額の財源を必要とすること、国民の理解が深まっているとはいえないことなどの問題があるとされたところです。

(2) 改正の考え方

上記(1)で述べたような就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、今般、配偶者特別控除について、所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円(給与所得のみの場合、給与収入150万円)に引き上げるとともに、従前の制度と同様、世帯の手取り収入が逆転しないような逡減・消失型の仕組みを設けることとしました。配偶者特別控除は、税引き後の手取り額の逆転現象を防ぎ、就業調整が生じないようにする観点から設けられているものであり、今回の見直しの趣旨を踏まえれば、その収入制限の引上げにより対応することが適切と考えられます。

他方、配偶者控除については、対象となる配偶者の合計所得金額の上限(38万円)に変更はありません。配偶者控除は、合計所得金額が一定金額以下の配偶者を有する納税者について、その納税者本人の担税力の減殺を調整する趣旨から設けられているものであり、他の扶養親族との間で収入制限の水準に差を設けるべき事情はないことによるものです。

また、今般の見直しにおいては、高所得者にまで担税力の減殺を調整する必要性は乏しいと考えられることや所得再分配機能を回復する必要があることを踏まえ、配偶者控除や配偶者特別控除が適用される納税者本人に収入制限を設けることとしました。これにより、国・地方を通じた税収中立を確保しています。

具体的には、改正前の配偶者特別控除における収入制限を参考に、合計所得金額が1,000万円(給与所得のみの場合、給与収入1,220万円)

を超える者に対しては、配偶者控除や配偶者特別控除を適用しないこととしました。その上で、所得に応じた税負担の差をなだらかにするため、合計所得金額が900万円（給与所得のみの場合、給与収入1,120万円）を超える者の所得控除額を通減させる仕組みとしています。

（参考1） この給与収入150万円という水準は、安倍内閣が目指している最低賃金の全国加重平均額である1,000円の時給で1日6時間、週5日勤務（大多数を占める中小企業において被用者保険が適用されない短時間労働者の勤務時間の上限が週30時間であり、週休2日制を勧奨して週5日勤務、1日当たりの労

働時間を6時間と設定）した場合の年収（144万円：年末年始や夏休みなど各家庭で一般に想定されるライフイベントの分を控除して年間の勤務を48週として計算）を上回るものであり、パートで働く女性の8割以上をカバーしています。

（参考2） 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定・抜粋）

最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。

6. 平成29年改正後の配偶者控除及び配偶者特別控除（平成30年分の所得税から）

	配偶者の合計所得金額(円)	(参考) 給与収入に換算した金額	居住者(納税者)の合計所得金額(円)		
			0 ～ 9,000,000	9,000,001 ～ 9,500,000	9,500,001 ～ 10,000,000
			1,120万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	1,170万円超 1,220万円以下
配偶者控除	控除対象配偶者 0～380,000	103.0万円以下	380,000	260,000	130,000
	老人控除対象配偶者	103.0万円以下	480,000	320,000	160,000
配偶者特別控除	380,001～ 850,000	103.0万円超 150.0万円以下	380,000	260,000	130,000
	850,001～ 900,000	150.0万円超 155.0万円以下	360,000	240,000	120,000
	900,001～ 950,000	155.0万円超 160.0万円以下	310,000	210,000	110,000
	950,001～1,000,000	160.0万円超 166.8万円未満	260,000	180,000	90,000
	1,000,001～1,050,000	166.8万円以上175.2万円未満	210,000	140,000	70,000
	1,050,001～1,100,000	175.2万円以上183.2万円未満	160,000	110,000	60,000
	1,100,001～1,150,000	183.2万円以上190.4万円未満	110,000	80,000	40,000
	1,150,001～1,200,000	190.4万円以上197.2万円未満	60,000	40,000	20,000
	1,200,001～1,230,000	197.2万円以上201.6万円未満	30,000	20,000	10,000

7. 問題点及び改善意見

税制は、時代とともに変遷するものである。配偶者は以前は家で家事を行う「内助の功」的立場であったものが、近年では企業の人手不足を補うため主婦にも思う存分働いてもらおうという方向性に向かっている。税制もそれに合わせようとしたのであるが、いかんせん今回の改正は複雑過ぎる。我々税理士も（少なくとも私は）、年末調整時に顧問先へ「どうせ理解してもらえないんだろうな」と思いながら説明した。果たして、今回の

改正によりどれほどの納税者が配偶者特別控除の恩恵を受けられるのか疑問である。これは社会保障の130万円の壁との関係もある。

「公平・中立・簡素」が租税3原則と言われているが、最近の税制改正は複雑化が目立つ。

私見としては、配偶者控除及び配偶者特別控除については、元の制度に戻すのが一番良いと考えるが、改正したてのものをすぐには元に戻せないであろう。

そうであるならば、配偶者控除にも居住者の合計所得金額要件を配偶者特別控除と同額で付けた

のであるのだから、もはや配偶者特別控除を分ける必要はなく、配偶者控除と配偶者特別控除を合わせて配偶者控除としてはどうであろうか。少し

は簡素になるし納税者にも受け入れやすくなるのではないだろうか。

随 筆



き だいしょうらん
『熙代勝覧』絵巻

みどり かわ ひかる
緑 川 光

11月12日、税を考える週間行事の無料相談業務に従事しているときのこと、何気なく目を止めたのが、三越日本橋本店本館地下コンコースにある『熙代勝覧』という壁面の約17メートルもの大きな作品でした。

時は、11代将軍徳川家斉の世の文化2年(1805年)、所は大江戸八百八町のなかでも、とりわけ名高い日本橋、通りを行き交うのは、1,671人の老若男女に、犬20匹、馬13頭、牛4頭、猿1匹、鷹2羽(解説文)。

今から約210年前、江戸の日本橋から今川橋までの大通り(現在の中央通り)を東側から事細かに描写した作品で、絵師は不明とのこと。作品の中心をなすのは日本橋界隈の当時の賑わいを訪仏させるもので、現代のオープンカフェを連想させる屋台の茶屋、寺子屋に入門するための机を担いだ父親が、いやいやする子供を手引きする親子の姿、町内の防犯・防火のための自身番、町と町との間に設けられた防犯用の町木戸、大きな日傘に商標を付けた立売の菓子屋、魚河岸(魚市場)と生魚を並べて売る商人、生類憐みの令の影響からか市中を闊歩する犬の多いこと、中心に位置するのは江戸店でも随一と言われた呉服商の天下の豪商「三井越後屋」など、温かみ溢れる情景が生き

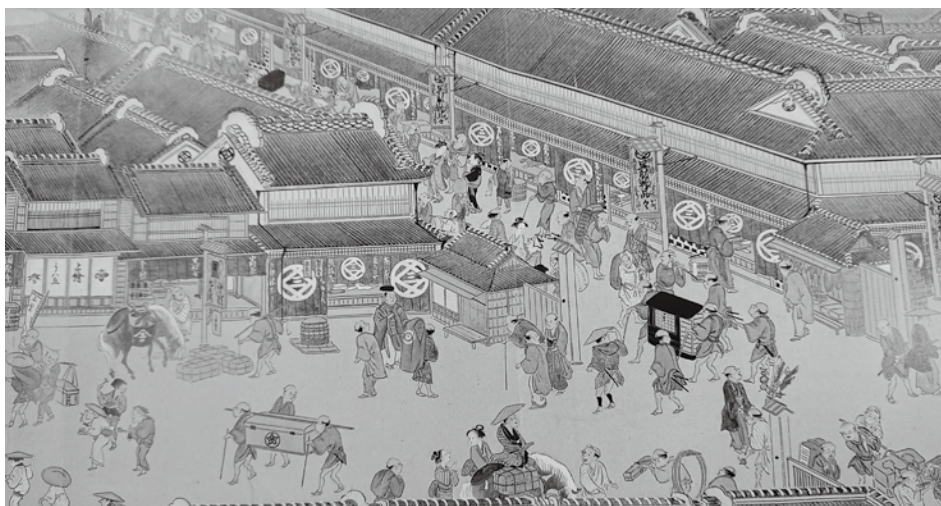
生きと描かれ、細かい筆致の優れものです。

この作品の原画は、現在、ベルリン国立アジア美術館に所蔵(筆者は当然、現物を見ておりませんが)されており、名橋「日本橋」保存会及び日本橋地域ルネッサンス百年計画委員会が許可を得て、江戸東京博物館の全体監修のもと、制作・設置したもので、絵巻の原画を約1.4倍に拡大し、和紙に印刷した作品(写真参照)です。

現在の日本橋は、コレド室町・コレド日本橋をはじめとする日本橋地域の再開発が行われ、高層建築物が、のきなみ競い合っていますが、どこまでこの作品の賑わいを再現できるか多いに興味あるところです。しかし、日本橋川に架かる五街道の起点となる、お江戸日本橋の高速道路問題等もあり、日本橋人形町等に見られる昔の名残りとの協調等、さまざまな問題がやまずみされており、まだまだ再開発は始まったばかりというところでしょうか。

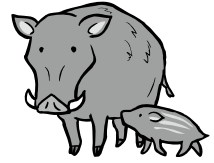
絵巻のタイトル「熙代勝覧」は、「熙(かがや)ける御代(みよ)の勝(すぐ)れたる大江戸の景観」という意と言われますが、平成最後の年に、世界一の都市と言われた当時の江戸一番の活気ある賑わいをこの絵巻で堪能して見ては如何でしょうか。

皆様のご健勝とご発展をお祈りいたします。



2019

新春随想 年男年女



六つの時代を生きる

す だ まさ ひで
須 佐 正 秀

広報部長から、「来年は、年男ですね。会報に原稿をお願いします。」と言われ、もうここまで来てしまったのかと、感慨深い思いが湧いた。

昭和22年生まれだから、今年で72歳、六回目の年男になる。

干支とは不思議なものだ。十二でひと区切りとみる。いわば十二進法だ。

そこで、ここまでの人生を六つに分けて考えてみたい。

まず、一回目の12歳は、昭和34年小学校6年生で迎えた。この十二年は、遊びを覚えた時代である。

漢字の書き取りや九九に苦労した覚えはあるが、多くは友達と遊んだ楽しかった記憶がほとんど。スキー、スケート、ビー玉、魚釣り、水泳、神社の境内での野球、雪を固めた土俵での相撲などなど。学校に入る前は近所の子供達と、学校に入ってからとは同級生と、友達の輪もどんどん広がっていった。チーム分けをするときなど、あいつをこちらのチームに入れたいなどと、人の好き嫌いや仲間意識が芽生えたのもこのころ。小学校6年生のころには反抗心も旺盛になっていて、担任の先生に逆らい掃除をさぼった結果、学校に備えられた防火用水用ドラム缶全部の水汲みを命じられたこともあった。

二回目の年男24歳は、昭和46年に迎えた。神田税務署に着任していたが、大学の4年生でもあった。この十二年は、学生の時代である。

中学、高校、税務大学校の研修生、大学二部とほとんど学生の身分であった。勉強もしたが、中学・高校では柔道にも一生懸命取り組んだ。税務大学校では、仕事に直結する税法や民法には、特に熱心に取り組んでいたことを思い出す。

先生の印象的な言葉も心に残っている。中学3

年の担任、進路相談の時の助言。「専門知識を身につけるには商業高校や工業高校もいいが、道を決めるのは幅広く勉強してからでも遅くはない。普通高校も選択肢にいれてはどうか。」学校とはそういうところかと思った。

税務大学校では、民法の教授の終講の辞。「みなさんは、これから法律を使って仕事をする。税金がかかるかどうかは、常に、条文（原典）に立ち戻って考えるクセをつけてもらいたい。」この言葉は、今でも肝に銘じている。

二回目の年男24歳から三回目の年男36歳までは、仕事と格闘した時代である。

税務調査、審理担当、国税局の仕事と最も鍛えられた時代である。学生時代は、答えのある勉強だが、仕事の正解は一つではない。一つの答えも見つけられない時もある。その悩みを解決するのが、お酒。酒の有難さを肌で感じたのもこのころである。

三回目の年男36歳の時、昭和58年に初めて子供が生まれた。六年目にして長女を授かった。四年後、男の子の双子も生まれたので、三人の子の父親になった。長女が12歳（小6）になり、四回目の年男を迎える48歳までの十二年は父親となった時代である。

仕事も相変わらず忙しく、子育ての中心は妻であったが、潮干狩りや花火大会、運動会、七五三、卒園式や入学式、熱を出しての入院などテンヤワンヤであったことを思い出す。

四回目の年男48歳の時、税務署の副署長になった。平成19年、五回目の年男である還暦の年に退職するが、この十二年は、管理者として過ごした十二年である。

様々なポストに就いたが、他官庁への出向も経験し、組織と組織のつながり、組織の世の中での位置づけを実感できた時でもある。

また、この時代は、税務職員でありながら税法とはほとんど縁の遠いところで仕事をしていたので、企業再編税制や連結納税など極めて重要な改正が行われたにもかかわらず他人事のように過ぎてきた。後々、税理士になって苦しむことにな

るのである。

六回目の年男を迎えたこの十二年は、ご存知のとおり全く税理士として過ごした十二年である。

現職時代、もっと勉強しておけばよかったと後悔しているが、もう学校での勉強のように体系的に勉強する気力は残っていない。問題にぶつかったとき、税法をひも解き、解説書を読んで対応している毎日である。

干支は、中国に生まれた暦法。十二を一区切りとする年の数え方である。この原稿を書くにあたって、自分の来し方を十二年ごとに区切って考えてみたが、思いのほかうまく当てはまった。遊び、学び、仕事に励み、そして父となり、管理者を経験し、今税理士で丁度72年。

さて、次の年男を迎えられれば84歳。妻には、格好良く年を取れと言われている。私個人は、80歳まではゴルフを続けたいと願っている。これまでのベストスコアが80だから、ひょっとすると！いやいやこれは夢、目指すはカッコいいスイング。



パタゴニアにて

はま かわ ひこ
濱 川 久 子

この号が出ているころには、南米はパタゴニアの予定です。

遠いパタゴニアから皆様にとって良い年になりますように、心からお祈りいたします。

私は、税理士を目指した二十歳ごろに、ダブルスクールでツアーコンダクターの専門学校にも通っていましたが、どちらを選択するのか悩んだ結果、税理士を選びました。以来、税理士を仕事に、旅を趣味にしています。

税理士となって、土日も休日も仕事優先の日々です。時には徹夜となる事もあり、どうしてもストレスがかかります。年に1、2回旅に出て飛行機に乗ると、やっと仕事から離れられるんです。いつもパソコンや税務の書籍を持っていくのですが、幸いな事に開けることはありません。まあ気休めです。旅に出ると、客観的に自分を見ることができます。東京とは違う時間の流れる、知る人もない土地では、私は、ただの旅人です。その開放感があって税理士という責任の重い仕事が続け

られてきたと感じています。私にとって、税理士と旅は車の両輪のように必要な存在です。

いつの頃からか、60歳までに世界50ヶ国を訪ねようと思い、毎年地図を埋める旅を重ねてきました。50ヶ国訪問は一昨年に達成し、60歳までに絶対に訪ねようと決めていたのがパタゴニアです。1994年に椎名誠の「パタゴニア」を読んで以来、ずっと訪ねてみたかった地です。行きたくてもあまりにも遠くてチャンスがありませんでした。

1993年に税理士登録をしたので税理士になって25年、パタゴニアのベストシーズンは1月から2月の為、パタゴニアに行くには税理士を辞めるしかないと思っていましたが、今年は日並びが良く、なんとか休みを確保できました。パタゴニアの代表的な観光地「ペリトモレノ氷河」では、氷河トレッキングの後に氷河の水でウィスキーを飲ませてくれるそうです。

その「ウィスキー on the 流水」を呑みたさに、機中泊2日、地球の裏側まで旅をしています。氷河は何万年もの旅をしてきて湖に流れ出ます。何万年も旅をしてきた氷で、税理士登録25年を祝います。どんな味がするのでしょうか？

気がついたら25年、税理士業という旅をしました。あとどのくらいこの旅が続くのか？また続けられるのか、税理士業という旅も終わりが近くなっているような気もしますが、まだまだ訪ねたい地が多くあるので、税理士業という旅もう少し続けようと思います。



3回目の年男

たか はし だい すけ
高 橋 大 祐

新年あけましておめでとうございます。

見た目から、よく年上に間違われる私ですが、年男は今回で3回目です。

31歳の時に税理士登録して、今年でちょうど5年になります。20歳の時に勉強を始め、合格まで11年の期間を要しました。今回は、私のこれまでを振り返ってみたいと思います。

大学の授業で、講師をしていた税理士の先生の実務のエピソードを聞いて、税理士という職業は、得意の数学を日常に生かせる仕事だと学生ながら

に感じたのが、税理士を目指すきっかけでした。

卒業後は税理士試験を受けながら、並行して実務経験も積みたいと思い、アルバイトとして今の税理士法人HOPに入社しました。最初は、入力補助、電話や来客の応対、書類提出が主な業務でした。

1年間のアルバイト勤務を経て、正社員登用されてからは、税務顧問のクライアント様を担当させてもらえるようになりました。経理業務はそれなりに自分のものになりつつあったのですが、正直まだクライアント様の相談を受けられるレベルにはなく、質問されたことについても即座に答えることはできませんでした。そのため、最初は上司に同行してもらい対応することがほとんどでした。自分の未熟さを感じながらも、上司がクライアント様とどのような会話をし、どういった受け答えをしているのかを観察しました。クライアント様からの質問事項についても、宿題として持ち帰らせてもらい、翌日までに調べて回答するようにしました。試験勉強とは違う難しさがありましたが、実務を通じて調べた知識は忘れにくく応用が効くという点があります。次に同じような質問をされたときには、自信をもって答えることができました。これを繰り返していくことで、クライアント様も次第に上司ではなく私の方を見てくださるようになりました。

入社5年目、26歳のときに、同じ歳の同僚が税理士登録をし、会社でお披露目パーティーを開催しました。税理士として活躍する同僚を自分の事のように喜ぶと共に、いつかは自分も同じ舞台上がりたいと思いました。

この頃、HOPでは顧問先の拡大が進んでいました。顧問報酬の低価格化の兆候もあったため、クラウドを利用した会計ソフトにより経理にかかる手間と時間を省き、経営相談やコンサルティングに重点を置くサービス形態にシフトしていきました。業務拡大に伴い、繁忙期ともなると終電やタクシーで帰宅する日も少なくありませんでしたが、HOPと共に自分の成長も感じられ、辛いとは思ったことはありませんでした。

入社7年目、この頃から相続ニーズの増加に伴い、HOPでは中小企業支援に加わる二本目の柱として、相続業務を推進していくことになりました。私自身、税理士試験の相続税法の合格のため

に7年もの期間を要したこともあり、この経験をここで生かさなければと考えました。

入社9年目、30歳になりました。前年に副所長の役職を拝命したものの、税理士試験合格を決めることはできず、心の底から悔しいと思いました。この年は勉強に関する一切の甘さを捨て、できることをすべてやりました。結果、5科目目となる法人税法に合格し、税理士試験合格を果たすことができました。結婚も決まり、私のキャリアにおいて大きな転機の年となりました。



翌年、念願の税理士登録を行い、晴れてHOPの社員税理士となりました。「相続のHOP」というブランドが世間に認知され始め、相続税の申告や生前の相続対策の依頼も増えてきました。税理士として、相続セミナーの講師や税務相談会の相談員を務めさせていただいたことで、これまでよりも業務の幅が広がったことは間違いありません。

また、この年は、長年に渡って担当してきたクライアント様が他界されました。残された家族や従業員に故人の思想や考えをしっかりと伝承するために、「できるかな？」ではなく「やるしかない」と自らを奮い立たせました。今思えば、当時は無我夢中だったと思います。身近な人の相続を経験したことで、税理士という職業が果たす役割がいかに重要であるかを改めて認識しました。

税理士になるまで時間はかかりましたが、決して遠回りではなかったと思います。難関・税理士試験を前に、多くの人が途中で税理士になることを諦めてしまう中、私を支え続けたのは、所属するHOPの代表や仲間、実務を通じて築き上げたクライアント様との信頼関係に他なりません。「今の会社には自分が必要」「クライアント様は自分が守らなければ誰が守る？」そんなことを考えたら、私には、税理士にならないという選択肢はありま

せんでした。

これまでは税理士にどうやってなるか（合格するしかないのですが）、こればかりを考えてきましたが、今は税理士として、そしてHOPの幹部として、いかに価値を発揮するか、その追求と挑戦を繰り返す日々です。

最後になりましたが、本年が皆様にとって素晴らしい年になりますことを、心からお祈り申し上げます。



亥年の思い出アルバム

お ばら まさ ひろ
小 原 正 寛

今年の干支は亥で私は12年に一度の年男となる。1971年生まれの私は今年で48歳を迎えることとなり、2017年の男性の平均寿命が81.09歳であることを考えると人生が折り返しを迎えてから初めての年男となる。そこで私が生を受けてから亥年を出来事とともに振り返ってみたいと思う。

私が誕生した1971年は1964年の東京オリンピック、1970年の大阪万博を経て高度経済成長を迎えている真ただ中だった。第二次ベビーブームにも入っており現在問題になっている少子化とは無縁だった。成田空港の開港をめぐり成田闘争が土地収用法に基づき行政代執行が初めてされたのもこの年だった。生まれたばかりの私には当然この年の記憶は全くない。

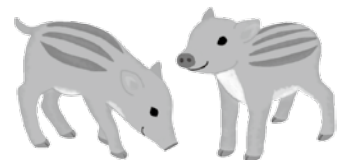
私が12歳になった亥年の1983年は東京ディズニーランドがオープンした年だった。私はこの年にカリフォルニアのディズニーランドに行ってカリブの海賊やホーンテッドマンションのストーリー性のあるアトラクションの楽しさとその完成度の高さに驚いた。イッツアスモールワールドの楽し気で平和な心地よい音楽を聴きながらアトラクションを体験することに心が躍った。それまでの遊園地といえばジェットコースターや観覧車などにただ乗ることだけだったがディズニーランドの登場によってその概念が大きく変わる年となった。

24歳で迎えた亥年の1995年には阪神淡路大震災が発生した年だった。1月17日に5:46に突然の激しい縦揺れで叩き起こされ大地の力に数十秒翻弄された。棚から本が飛び出し足元には電子レ

ンジが転がった。私は神戸市灘区で被災したがその揺れは今まで経験した震度4程度の地震とは思わかに異なり直感的にこれは大変なことになると思った。揺れがおさまるとすぐに実家に電話をした。最初はいつもの癖で当時遠距離電話がNTTより安くなる日本高速通信の0070を入れてダイヤルしたがつながらなかった。こんな時に通話料のことを気にする必要はないとすぐに我に返り実家の電話番号をそのままダイヤルした。電話口の声には目覚めたばかりの父の声があり、一方的に大変な地震が起きたこと自分は無事であることを伝えた。まだ地震の第一報が届く前の父にはその状況を理解できなかったと思うが普段連絡してこない息子が早朝に電話してきて安否を伝えてきたことはただ事ではないと思ったはずだ。その電話以降は家からの電話は全く通じなくなり、携帯電話が普及していなかった当時は避難所に仮設電話が設置された。今でも父にはあの時に無事の電話ができたことを褒められる。災害時にはどのように安否確認をとるか家族で決めておく必要性を強く感じる。

36歳で迎えた亥年の2007年は男子プロゴルフツアーに15歳8カ月の最年少記録で優勝した石川遼の愛称「ハニカミ王子」が流行語となった年だった。今でこそ日本のエースは石川遼と同学年の松山英樹だが、若くして活躍する石川遼はゴルフ界のニューウェーブだった。彼のプレーを見るために多くの人がゴルフの試合会場に足を運んだ。最近男子ツアーの人气が低下してきているが、石川遼が活躍すればその人気も盛り返すのではないかと思う。やっぱり彼は華のある選手なのだ。一方私は当時まだゴルフを始めていなかった。今では趣味になっているゴルフだが、やればやるほど思い通りプレーすることの難しさを感じる。だからこそ多くの人がゴルフに魅了されるのだろう。私もすっかりゴルフの魅力に取りつかれてしまっている。

さて48歳で迎える亥年の今年はどうのような出来事が起こるのであろうか。次に年男になる60歳の時に振り返っていい思い出が詰まった年になっていれば最高である。





亥年を迎えて

あさ み たつ お
浅見達雄

6回目の年男となった、歌謡曲の歌詞ではないが「思えば遠くへ来たもんだ」そんな感じのする新年を迎えた、あと7カ月もすると満72年を生きてきたことになる、長い年月を無事に過ごすことができたことに感謝である。

祖父が73歳で亡くなり、母が70歳で亡くなったことで自分もそろそろかと思ったりもするが、父が96歳まで元気であったことを考えると、まだ大丈夫だと安易な思いに至る。

税理士になって早40数年よくここまでやって来ることができたと思う、これもすべて出会いによるつながりが大きな要素と考える。税理士の資格を教えてくれた義兄、受験勉強に明け暮れた仲間、職場の同僚、運よく合格して開業したのちに勤めてくれた従業員、顧客として支えてくださった皆様、日本橋支部に転入してから親しく接してくださった会員の皆様、その方々の支えを得て支部長も無事に勤めさせて頂いた事など感謝、感謝である。

昨年8月に日本橋支部会員4名で出発した税理士法人も出会いによる賜物である、5カ月と日は浅いが、それぞれが持っている力を合わせて、顧客に、従業員に喜ばれる職場にしたいと奮戦している最中である。

年齢だけを考えるなら、多くの同年配は永年勤めた会社を退職して悠々自適の生活をしているようにも見えるが、昨年、一昨年と高校の同級が病死した、メディアでの報道で死亡された方の年齢を見ると、同年配が多いように感じられて気になる、いずれその時は来るのだがもう少しこの世にいて、折角知り合とさせて頂いた皆様方と楽しみたいと思う。

でくの坊で、旅行することなど考えてもいなかったが、3姉妹の夫婦で、また家族で旅行を楽しむようになり、昨年11月は3夫婦で京都に紅葉を見に出かけた、春の桜、秋の紅葉とタイミングが合うのはなかなか難しい、桜の季節は満足な旅行となったためしはなかったが、今回の紅葉は今までにないほぼ満足のタイミングとなった。今年も



どこかへ旅をする予定で計画中である。

昨年は1年間、体調不良の期間が長かった、今年は万全の状態一年を過ごしたい、折角く出会えた多くの方々と意見交換したり、酒を酌み交わしたり、下手なゴルフの付き合いをして頂くなどして健康な一年を過ごしたい、出来ることなら次回の年男も原稿依頼がくるように元気でいられることを願ってやまない。

皆様方にとって幸多き一年でありますことお祈り申し上げます。



特集 野球部

支部対抗野球大会三連覇、通算10回目の優勝



三連覇

野球部監督 さくら い かず よし
櫻井 和儀

東京税理士会の支部対抗野球大会は、春と秋に全支部参加のトーナメントが行われます。全支部ですから48チームのトーナメントになります。

日本橋支部はこの大会で平成29年の秋、平成30年の春、秋と三連覇を達成しました。

応援いただいた皆様、本当にありがとうございました。

優勝慣れしてきた感もあり、勝って当たり前の声もありますが、トーナメントなので負ければ終わりというプレッシャーと戦います。このプレッシャーに打ち勝ち優勝すると、次回の大会で前回優勝チームには次の特権があります。

1. トーナメント表は前回優勝チームが左の一番上になります
2. 試合が行われる神宮外苑草野球場は6面のグラウンドがありますが、前回優勝チームは勝ち続ける限りそのメイングラウンドである日の丸球場

で試合ができます。

3. ベンチはトーナメント表の上が一塁側と決まっていますので、前回優勝チームは必ず一塁側となります。

これは参加者にとって一種のステータスであり、現在の我々にとっては義務のような変なプレッシャーがあります。平成29年の春の大会で優勝を逃したため、平成29年の秋の大会は決勝戦まで日の丸球場以外での試合となり、決勝戦も三塁側ベンチでした。結果この大会の優勝で平成30年はわがホームである日の丸一塁側を取り戻し、春、秋の両大会で優勝したので1年間ずっと日の丸一塁側で試合をし、全ての試合に勝ち続けました。

今年は支部創設70周年ということで、秋の大会前にユニフォームを新調し、肩に70周年記念のエンブレムを入れました。

この記念すべき年に第一ブロックリーグと合わせて公式戦全勝できたことは、嬉しいというよりホッとしています。

今年も前回優勝チームとして日の丸一塁側で大会がスタートすることを望んでいましたが、オリンピックの影響で神宮外苑草野球場が使えなくなります。どのようなグラウンドでの試合になるかわ



かりませんが、ホームであるメイングランドの一塁側は変わらないと思いますので、1年間この座を守っていきたいと思います。

引き続き応援していただけるよう、全力を尽くします。今年も野球部をよろしくお願いします。

3連覇達成！通算10度目の優勝について

野球部主将 よし だ くに ひこ 吉田 邦彦



お正月ボケの残る1月、どの支部よりも早くその年の練習を開始して、クリスマスの雰囲気が漂う12月下旬、どの支部よりも遅くその年の締めくくりの練習を終える。

日本橋恒例の年末年始の儀式をもう何年も続けている。

強くなりたい。

その一心から、誰が決めることなく年末年始の儀式が始まり、それを継続するうちに通算で10度目の優勝を果たす事が出来た。

2013年の春に22年振りの優勝を果たしてから、12大会で2度の3連覇を含む8度目の優勝である。

22年振りの優勝を果たした6年前の決勝のグラウンドに立っていた選手の内、今大会の決勝のグラウンドに立っていた選手は4人だけである。

厚生活動として永続的に活動をし続ける使命を持つ野球部に、この6年間で多くの仲間が増え、新陳代謝が健全に行われていることは何よりも嬉しいことである。

新陳代謝を代表する選手を一人ご紹介する。

平成生まれの三田選手だ。

因みに「ミタ」ではなく「サンタ」と読む。

この「サンタ」、何と12月24日生まれである。

野球とは全く関係のない事であるが、面白いのでご紹介させて頂いた(笑)。

さて、このサンタ選手、2018年度に税理士会の野球にデビューするやいなや大車輪の活躍で、シーズン終了後の成績は打率5割4分9厘、11本塁打で首位打者とホームラン王の2冠に輝いた。

若い選手が萎縮することなく、自分の実力以上の力を発揮(サンタ、ゴメン。)できるチームの風

土を長年にわたり築き上げてくれた偉大なる先輩の皆様に、改めて感謝を申し上げる。

平成生まれのサンタと、御年70歳を超える若狭さんが、同じグラウンドで白球と戯れる光景は税理士会の野球ならではだ。

幅広い世代の税理士が、一緒になって本気で野球に取り組み、銭湯に浸かり、冷たいビールを流し込み、野球を語る。

我々の最大の武器であるチームワークは、こうした日々の繰り返しにより育まれている。

4連覇を目指した2017年の春の大会での敗戦から1年半、4連覇を目指すスタートラインに再び立つことができた。

チームワークを武器に、必ずこのチャンスをつかみ取る。

常勝軍団の主将として。

野球未経験者の僕にできる事は限られていた。

多少のストレスと共に過ごした2年間であったが、良い経験をさせて頂いた。

任期満了で主将の役目を終え、一選手としても一踏ん張りしたいと思うが、サンタ世代を見るとそろそろ引退かな？と思う事もある。

いやいや、ここは若狭さんを見習い、もう少し現役で頑張る事にします。

最後に。

支部の皆様のご理解とご声援のおかげで、先に述べた通り2018年の秋の大会において、通算で10度目となる優勝を果たすことができました。

日本橋支部創設70周年の記念の年を無敗で終えることができ、坂下支部長を胴上げできた事は大変な喜びです。

2019年は悲願の4連覇を目指し、野球部一同気持ちを新たに頑張る所存です。

引き続きのご声援を何卒よろしくお願い申し上げます。



三連覇達成！通算10 回目の優勝について

会計 あお やぎ
青柳 おさむ 聡



平成30年10月15日、二度目の春秋三連覇を達成（秋の大会は五連覇）。過去にいくつもの支部が挑戦しながらも難攻不落な春秋四連覇への二度目の挑戦権を得ることができました。

我が日本橋野球部は、2年前にも春秋三連覇を達成し、この難攻不落な四連覇へ挑戦しましたが、ことごとく惨敗。この時の教訓を胸に、今度こそはとメンバー全員が気を引き締め、ふつふつと闘志を燃やしております。

平成25年の春の大会にて、22年ぶり3回目の優勝を飾って以来、それから5年。今回の優勝で節目の10回目の優勝となりました。私はこの10回のうち8回経験することが出来ました。思い起こすと1回1回の優勝にはいろんな思い出や光景が浮かんできます。一日2試合14回を一人で完投したピッチャー、ずっと不振が続いていた選手が劇的なサヨナラホームランを打って勝ったり、脳裏の片隅に何度ももうだめかと過りながらも劇的な逆転を演じたたくさんの試合など、切りがありません。

要するに、我が日本橋野球部は「強い！」の一言に尽きます。それは単に野球の能力や技術だけの話ではなく、野球部のメンバー一人一人が持っている様々な要素が源になって、そのまま野球のプレーに表れてきているのだと思います。

その要素とは、まず、第一に純粋な野球小僧であること。これについて言えば、練習後・試合後の食事時などに練習・試合内容について、むきになって熱く語ったり、興奮しながら振り返ったりと、まるで小僧です。ただ、これこそ野球の原点ではないかと思えます。

第二に、野球に対する向上心の貪欲さです。いい年齢になってからも、なにか技術的に伸びしろがあるんじゃないかと様々なことに挑戦し、練習にまじめに取り組む姿です。例えば、我がチームの名物練習の一つに、それぞれのベース（4か所）に分かれてのボール回しという練習があります。そのボール回しには取る、投げる、スピード、正

確さ、などいろいろなことが要求されます。そのたった一つの練習であるボール回しに全員が全てをかけるみたいな意気込みこそが向上する一つの要因になっていると思います。

第三に、チームに対するいわゆる忠誠心です。メンバーみんなとにかく仲がいい。そして、チームのことになれば誰もが動くという一人一人の熱い気持ちがそのまま野球のプレーに反映されています。

こんなメンバーの集まりだからこそ、強い。。

試合中、守備や打撃の時に自分のチームを客観的に見て「強いな、このチームは隙がないな」と感嘆しています。

がしかし、その中でもただ一つ、何とかしたいことがあります。

それは、ここ5年間の春秋の本大会で2勝2敗と五分五分の戦いをしている宿敵麻布支部に圧倒したいということです。その相手の麻布支部もうちのことはかなり意識しており、ある意味、日本橋にさえ勝てばいいという執念が伺えます。この相手の執念に対して、うちは何としても圧倒した勝利を飾りたいと思っています。

最後に、私は今、大好きな野球を、この最高の仲間とやれていてとても幸せです。それも、大先輩たちが築いてきた土台で、我々現役選手は、のびのびと野球をやらせていただいているからであり、感謝しなければならないと思っています。この偉大な幾多の先輩たちの奮闘を受け継いで、今、遂に四連覇という一つの夢を果たしていきたいと思っています！

また、ある意味、人生を仕事よりも野球にかけてる選手達の戦いですから、ハイレベルでスリルのある試合になってきています。ぜひ、堪能しに見に来て頂ければ幸いです。

そして、野球部の先輩方をはじめ、支部の皆様には、いつも多大なるご声援を頂き、ありがとうございます。



各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成30年7月12日(木)

I 審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の募集方法

2. 八団体合同役員会の件

II 報告事項

1. 日本橋税務懇話会(6/6)の件
2. 登録調査(6/8)の件
3. 東京税理士会定期総会(6/18)の件
4. 京橋支部定期総会(6/21)の件
5. 定期総会、懇親会(6/25)の件
6. 関係団体定期総会の件
モアグリーンゴビ税理士の森基金(6/7)
日本橋間税会(6/12)
公認会計士協会中央会(6/12)
日本税理士共済会(6/29)

7. ブロック協議会の件

8. 筆頭副支部長の件

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

平成30年9月14日(金)

I 審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題策定の件

2. 税を考える週間諸行事に関する件

3. 新入会員説明会開催日時および運営方法に関する件

II 報告事項

1. 平成30年度税務功労者都税事務所長感謝状贈呈候補者推薦の件

2. 八団体合同役員会(7/31)の件

3. 日本橋税務懇話会(8/3)の件

4. 署との拡大定例連絡会(9/11)の件

5. その他

① 金融懇話会

② 登録調査

③ 第一ブロック70周年の行事

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

平成30年10月16日(火)

I 審議事項

1. 支部役員選挙日程確認の件

2. 東京税理士会支部役員選挙支部投票所立会人選任の件

3. 会務補償の件

4. 同好会活動申請(アウトドア部)の件

II 報告事項

1. 税の作文審査会(9/25)の件

2. 税務署との定例連絡協議会(10/3)の件

3. 登録調査(10/10)の件

4. 中央都税事務所との連絡協議会(10/11)の件

5. 税を考える週間諸行事に関する件

6. 平成30～31年度各種無料相談担当者募集の件

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

平成30年11月14日(水)

I 審議事項

1. 新年賀詞交歓会(平成31年1月16日(水))の件
2. 観劇会の件

II 報告事項

1. 第一ブロック支部連絡協議会(10/16)の件

2. 日本橋税務懇話会(10/19)の件

3. 忘年会(12/14)の件

4. 事務局年末年始休業の件

5. 平成30～31年各種無料相談担当者募集の件(日程変更)

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

(総務部長 結城昌史)

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日 時：平成30年8月2日(木) 13:30～16:00

テーマ：「大幅拡充された事業承継税制特例のポイント」

講師：税理士 松岡 章夫 氏

会場：日本教育会館（一ツ橋ホール）

※ 第一ブロック合同研修②

日時：平成30年8月9日（木）

① 10：00～12：00

② 13：00～15：30

テーマ：①新事業承継税制の正しい活用方法～盲点・留意点を踏まえてⅠ～
（第20回会員研修会）

②新事業承継税制の正しい活用方法～盲点・留意点を踏まえてⅡ、
記載方法も含めながら～
（第21回会員研修会）

講師：税理士 伊藤 俊一 氏

会場：日本橋支部会議室

※ ライブ配信研修会

日時：平成30年9月10日（月）13：30～16：30

テーマ：「源泉徴収の疑問と納得」

講師：税理士 伊東 博之 氏（京橋支部所属）

会場：A P 東京八重洲通り11 F

※ 京橋支部ジョイント研修会

日時：平成30年9月21日（金）18：00～20：30

テーマ：「複数税率に備えての予習～経過措置と適格請求書保存方式～」

講師：税理士 飯田 聡一郎 氏

会場：日本橋支部会議室

※ DVD 研修

日時：平成30年10月3日（水）14：45～16：50

テーマ：「所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項」

講師：日本橋税務署 担当官

会場：東実健保会館6階ホール

日時：平成30年10月15日（月）14：00～17：00

テーマ：「不動産（有価証券）譲渡の取得費が不明の場合の実務対応」

講師：税理士 國武 久幸 氏

会場：綿商会館6階

日時：平成30年10月25日（木）18：00～20：30

テーマ：「平成29年度法人税・消費税申告における実務上の留意点について」

講師：税理士 嶋 協 氏

会場：日本橋支部会議室

※ DVD 研修

日時：平成30年11月5日（月）13：00～16：00

テーマ：「年末調整説明会」

講師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会場：日本橋公会堂ホール

日時：平成30年11月19日（月）15：30～17：30

テーマ：「公的年金・医療保険・介護保険の仕組みと活用」

講師：社会保険労務士 山本 恵子 氏

会場：綿商会館6階

日時：平成30年11月22日（木）18：00～20：30

テーマ：「最新金融証券税制と確定申告の留意点」

講師：税理士 柴原 一 氏

会場：綿商会館6階

日時：平成30年12月5日（水）14：00～17：00

テーマ：「資産承継（譲渡）を巡る概況・個別問題等」

講師：税理士 塩野入 文雄 氏

会場：綿商会館6階

日時：平成31年1月16日（水）15：30～17：00

テーマ：「モーリー流 世界の動きとこれからの日本」

講師：国際ジャーナリスト モーリー・ロバートソン 氏

会場：ロイヤルパークホテル 2 F 東雲の間

日時：平成31年1月24日（木）18：00～20：00

テーマ：「消費税の軽減税率制度のあらまし～適格請求書等保存方式を含む～」

講師：税理士 中島 孝一 氏

会場：日本橋支部会議室

※ DVD 研修

日時：平成31年2月4日（月）13：30～16：00

テーマ：「平成30年分確定申告にあたっての留意事項」

講師：日本橋税務署 担当官

会場：日本橋公会堂ホール

日時：平成31年2月13日（水）18：00～20：00

テーマ：「書面添付制度の活用の仕方」

講師：税理士 宮下 仁志 氏

会場：日本橋支部会議室

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日時：平成30年8月10日（金）17：30～19：30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成30年9月7日（金）17：30～19：30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成30年10月12日（金）17：30～19：30

会場：日本橋支部会議室

日 時：平成30年11月9日(金)17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：平成30年12月13日(木)17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：平成31年1月11日(金)17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：平成31年2月8日(金)17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：平成31年3月22日(金)17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室

(研修部長 引地栄二)

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成30年7月から平成30年11月までの野球部の活動に関してご報告致します。

9月から10月にかけて行われた支部対抗野球大会にて、多くの皆様の応援のお陰で優勝をする事ができましたが、この結果に満足する事なく、連覇を目指しこれまで以上に真剣に野球に取り組んでおります。

11月までの活動状況は以下のとおりです。

7月13日	第一ブロックリーグ		
	VS麻布支部	16－7	勝
8月6日	第一ブロックリーグ		
	VS京橋支部	11－0	勝
9月9日	練習試合		
	VS湘南信用金庫	1－5	負
9月18日	秋季大会 1回戦		
	VS麴町支部	11－0	勝
9月18日	秋季大会 2回戦		
	VS品川支部	5－3	勝
9月25日	秋季大会 3回戦		
	VS京橋支部	11－1	勝
10月3日	秋季大会 4回戦		
	VS日野支部	11－0	勝
10月6日	秋季大会 準決勝		
	VS立川支部	13－3	勝
10月15日	秋季大会 決勝戦		
	VS練馬東支部	5－0	勝
10月17日	第一ブロックリーグシニア戦		
	VS麴町支部	2－20	負
11月26日	浜町グラウンドにて練習		

今後も日本橋支部の名誉のために頑張っていき

ますので、ご理解とご協力をお願い致します。

(野球部 吉田邦彦)

〈囲碁部〉

京橋支部70周年記念囲碁大会が、知念かおり・古川こんゆ、お二人の女子プロをお招きして9月10日に開催され、日本橋支部からも7名参加しました。女子プロには懇親会まで参加いただき、楽しい時間を過ごすことができました。

10月18日(木)に事務局会議室において秋季大会を開催し9名の参加があり、結果は次のとおりです。

優 勝	中西 茂廣	五段	3勝1敗
準優勝	池上 悦次	四段	3勝1敗
第1位	鈴木 久衛	四段	2勝2敗

11月15日(木)に白江八段によるプロ指導をお願いしましたが、急きょ欠席の者が多くなり、少し寂しいプロ指導となりました。

他の月では、定例の月例会を開催しています。

1月26日(土)には恒例の京橋支部との親善大会を京橋支部の会議室で開催予定です。(19日の予定が変更となりました。)

(囲碁部 花山三郎)

〈歌舞音曲部〉

通称カラオケ部は毎月原則として第2火曜日の6時よりカテリーナで例会を開催しております。

場所は甘酒横丁通りを人形町から明治座に向かって歩き左側に日清紡ビルがある手前の道を左に曲がり15メートル歩くと駐車場が見えます。その右側を見るとカテリーナの看板あります。

1階がラーメン家の2階です、共に楽しく唄いましょう。

場 所 カテリーナ 人形町2－29－3

電 話 03－3639－5678

月例会費 2,000円

日本全国のおいしいお酒とまい泉のカツサンドやおつまみ等を囲みながら楽しい2時間過ごしておりますので、ぜひ先生のご参加お待ちしております。

月例の参加者名簿

平成30年7月10日(火) 8人

8月7日(火) 17人

9月11日(火) 16人

10月10日(木) 19人

10月20日(土) 22人 カラオケ発表会

11月14日(水) 9人

12月11日(火) 12人 忘年会

月例会の予定

平成31年度 1月22日、2月12日、3月19日、各火曜日です。

わからないこと、例会出席等は支部事務局にご連絡お願い致します。

※新しい年度も部員皆さんと一緒に明るく、楽しい部会にしましょう。

(カラオケ部長 若狭茂雄)

第33回カラオケ発表会

第33回カラオケ発表会は東京税理士会日本橋支部創立70周年記念大会として、10月20日(土)に上野公園近くのパセラリゾーツグレースバリ上野公園前店のカラオケ会場にて盛大に開催いたしました。

午前11時30分より坂下支部長の挨拶から始まり、司会者山科、久野部員の巧みなリードで、前半は、坂下支部長から中武部員まで各自の持ち味を生かした、熱唱により、90人近い応援団の大喝采頂きました。

休憩を挟んでゲストのシンガーソングライターのHIROKIさんによるギターを奏でながらの30分間の熱演に、会場いっぱい、酔いしれておりました。

後半は櫻井厚生部長の挨拶に始まり、久野部員のさわやかなテンポの踊りと共に熱唱が始まり、とりは、濱洋子部員の激しい踊りを交えながら、欧陽菲菲の雨のエアポートを大熱唱のうちに22名の出演者それぞれ満足感を得る余韻を残し、会場一体の拍手に覆われました。そして、皆さんが楽しんでいる福引抽選会に入り、温泉旅行券、お肉券、パセラリゾーツ差し入れ旅行券、カラオケ部長からの差入れ等々の景品一杯の抽選を会場の応援に来て頂いた美女たちに協力いただき、ハラハラドキドキしながら、笑顔の人、残念がる人、それぞれ一喜一憂でした。

最後に若狭カラオケ部長のお礼の挨拶があり、第33回カラオケ発表会は滞りなく終了となりました。その後二次会に…。

東京税理士会神田支部カラオケ部小島真弓先生には、応援いただき有難うございました。

また、部員の家族および応援団の皆様には盛り

上げていただき、感謝申し上げます。

今後とも温かく見守ってくださいますよう宜しくお願いいたします。

(カラオケ部長 若狭茂雄)

〈テニス部〉

テニス部は特に活動報告はありません。現在は休眠中の状態のため、近日中に練習会を行う予定です。

東京税理士会では、秋季テニス大会と支部対抗が昭和の森テニスセンターで行われ、両方とも新宿支部が優勝しました。

テニス部では新規の部員を募集しております。今後は活発に活動していく予定ですので、お気軽に参加してください。

今後の予定

・12月21日(金) 19時より品川プリンスホテル高輪テニスセンターで練習会

(テニス部 増田和弘)

〈アウトドア同好会〉

アウトドア部の活動報告をいたします。7月13日(金) 大手町の経団連ビルの前に18時30分に集合して皇居にてランニング練習会を行いました。参加人数は7名。各人のペースで皇居周回を1周ないし2周しました。練習後は居酒屋で懇親を深めました。

8月30日(木) 19時に集合して皇居ランニング練習会を行いました。参加人数は5名。日税ビジネスサービスより、東海大学駅伝部だった齋藤氏をコーチとして招き、ランニング前のストレッチの方法を教えてくださいました。練習では、1周～2周を各人のペースで行いました。

9月21日(金) 19時に集合して皇居ランニング練習会を行いました。参加人数は4名。当日は雨の中、1周～2週の練習を行い、練習後は焼き鳥屋でビールを堪能しました。

10月18日(木) 19時集合で皇居ランニング練習会を開催。参加人数は7名。前々回と同様に日税ビジネスサービスより齋藤氏を招き、さらに日本橋支部担当の小林氏も参加してストレッチやマラソン等に参加する場合のアドバイスをいただきました。1周～2周した後、神田の居酒屋で懇親をいたしました。

11月8日(木) 夢の島陸上競技場にて、日税ビジネスサービス主催の駅伝大会に参加しました。

1チーム4名で1周1.15kmのコースを1区と4区は4周(4.6km)、2区と3区は3周(3.45km)して順位を争います。当日は東京税理士会及び関東信越税理士会の各支部が「ガチンコ勝負」や「エンジョイ目的」など、それぞれのスタイルで楽しく、和やかな雰囲気の中、楽しむことができました。日本橋支部は総合の部にAチームとBチーム、男女混成の部にCチームと3チーム(12名)がエントリーして、熱い走りを披露しました。駅伝の後は、表彰式が行われてAチームは18位、Bチームは9位、Cチームは男女混成チームのCチームは4位という成績でした。その中で、Cチームの第1区の藤村会員が見事「区間賞」でした。その後親睦会が行われ、各支部健闘を称えあうことができました。

11月15日(木)19時に集合して皇居にてランニングの練習会を開催しました。参加人数は4名。各自のペースで1周～3周程度行い、神田の居酒屋で冷たいビールを堪能しました。

アウトドア部は、10月16日(火)の幹事会で正式な部活動として認められ、同好会から厚生部内の部として登録することができました。皆様に参加して活動実績が認められたおかげです。本当にありがとうございます。

アウトドア部では、部員を募集しております。現在ではランニング中心ですが、登山やトレッキング、ハイキングなども計画しております。お試してランニングの練習会や懇親会だけでも歓迎しますので、気軽に参加してください。

今後の予定

- ・月1回の皇居でのランニング練習会(毎月第3木曜日)
- ・1月12日(土)千葉県由市原高滝湖マラソン大会への参加(現在5名参加予定)
- ・登山・トレッキング・ハイキングを計画

(アウトドア部 増田和弘)

(厚生部長 櫻井和儀)

〔組織部〕

11月初旬に平成30年9月30日現在の会員全員に緊急連絡網を送付しました。支部全体の緊急連絡網は日本橋支部HP「組織部」に掲載しております。

また、「中央区防災マップアプリ」、「日本橋エリア一時滞在施設マップ」も掲載しましたので、

ご覧ください。

日本橋支部HPトップページには、「支部諸規則」の最新版も掲載しておりますので、あわせてご利用ください。

(組織部長 竹田 修)

〔綱紀監察部〕

1 次の会議が開催されました。

(1) 署と支部との綱紀監察連絡協議会

日 時 平成30年8月31日(金)

午前10時～午前11時

場 所 日本橋支部事務局

出席者 日本橋税務署より黒田総務課長、中山総務課長補佐

東京国税局より高野税理士専門官

支部より佐藤、鳴海、秋庭

議 題 にせ税理士の実態及びその予防対策等

(2) 平成30年度綱紀監察合同会議

日 時 平成30年12月11日(火)

午後2時～午後4時30分

場 所 東京税理士会館 2階 大会議室

出席者 会長以下本会役員、全支部の支部長又は副支部長、綱紀監察部長

東京国税局より税理士監理官ほか8名、48税務署総務課長補佐

支部より佐藤、鳴海

議 題 1 本会綱紀部からの報告

2 本会業務侵害監察部からの報告

3 東京国税局の方針

4 東京国税局からの報告

5 支部からの提言等

2 「税理士証票」及び「会員章(バッジ)」の所持確認(平成30年度から32年度に係る30年度分)を実施しました。

日 時 平成30年11月20日(火)

午前10時～午後4時

11月21日(水)

同 上

場 所 日本橋支部会議室

対象人員 973名 実施会員 682名

3 「東京国税局からのお知らせ」を掲載いたします(別掲)。

会員の皆様におかれましては、税理士法はもとより、関連する法令、会則、規則等を遵守し、よ

り一層の品位保持に努められますようお願い申し上げます。

(網紀監察部長 佐藤宗石)

〔税務支援対策部〕

担当の先生方の協力を得て、次の無料相談や説明会を実施した。

《税務無料相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成30年実施日	会 場	担当税理士
9月5日(水)	法人会事務局	野村 幸広
9月19日(水)	〃	佐藤 嘉光
10月3日(水)	〃	川口 真理
10月17日(水)	〃	栗原 真平
11月14日(水)	〃	猪股 正明
11月28日(水)	〃	余西 吉巳
12月5日(水)	〃	畑 芳広

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成30年実施日	会 場	担当税理士
8月10日(金)	中小企業相談センター	増田 和弘
8月31日(金)	〃	皆平 弘一
9月21日(金)	〃	佐野 典子
10月12日(金)	〃	大曾根成行
11月2日(金)	〃	岸田 康雄
11月27日(火)	〃	天野 肇
12月18日(火)	〃	湯本 康弘

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成30年実施日	会 場	担当税理士
8月14日(火)	中央支部	畑 芳広
10月9日(火)	〃	塚本 浩二
12月11日(火)	〃	増田 和弘

《支部無料相談》

毎月第二水曜日支部事務局にて実施

8月8日(水)	佐野 典子
9月12日(水)	久野 二実
10月10日(水)	増田 和弘
11月14日(水)	岩川由美子
12月12日(水)	鈴木 久衛

《税を考える週間無料相談》11月12日(月)

・日本橋三越地下出入口前にて実施

緑川 光、佐藤 嘉光、津村 玲、
前澤左斗子、山崎 健、三ヶ尻忠敬、
佐野 典子、増田 和弘、畑 芳広

・日本橋プラザにて実施

川口 真理、湯本 康弘

《記帳指導最終回》

平成30年実施日	会 場	担当税理士
12月10日(月)	日本橋青色申告会	石橋 将年
12月11日(火)	〃	〃
12月14日(金)	〃	〃

(税務支援対策部長 土田一夫)

情報システム委員が行く！

情報システム委員 古賀 裕明

情報システム委員会では、ここ数年年末に「e-Tax ～WEB版での法定調書作成編」研修を日本橋署の協力を得て実施しています。この研修では、パソコンを30台、局から借り受けて、支部に運び込んでいただいています。裏方の地味なご協力があって、研修が実施できているんです。

こんなにご協力いただいているのは、税務署各部署の中でも、会員の皆さんには比較的なじみが薄いと思われる、総務課です。

この度、お世話になっている日本橋税務署の総務課、中山一宏課長補佐を訪問させていただきました。ごらんのとおり写真にやさしい人柄がにじみ出ています。

総務の仕事は、何でも…だ、そうです。

中山補佐は総務畑が長く、以前は国税局事務管理課で、システムの構築運用開発をご担当だったのでe-Taxのシステムにも詳しく、とっても頼りになります。

日本橋支部との定例連絡協議会や、研修開催の際の取りまとめ調整のほか、租税教室、広報活動、総務課の役回りは多岐に亘ります。タックスフェアでは、イータ君に入った事もあるそうです。

日本橋税務懇話会(日本橋税務関係8団体)を始



め、対外折衝も多いそうです。職歴が長い団体長に対して、税務署側は在任期間が短く、また、地域的な特色（風土）もあったりして、過去の経緯を確認するなど、気苦労も絶えないようでした。

また、総務課では、税理士業務実態調査で、税理士事務所に伺うことがあります。業務実態の確認のため、1時間ぐらいお邪魔することになるそうです。税務行政への意見といった、意見交換の場として捉えていただきたい、とのことでした。

〔情報システム委員会〕

平成30年12月18日（火）第1回情シス研修実施

「e-Tax、eLTAX 電子納税の仕方について」

「はじめようe-Tax ～WEB版での法定調書作成編～」

平成31年1月15日（火）第2回情シス研修実施

「データ保存とバックアップ」

「e-Tax メッセージボックスセキュリティ強化」について

情報システム委員会では、支部ホームページの充実を図って参ります。

広報「にほんばし」、毎月の支部配布物は、支部ホームページよりバックナンバーが取得できますので、ぜひご利用下さい。

（情報システム委員長 濱川久子）

〔租税教育推進委員会〕

9月7日に中央区立有馬小学校、11月10日には中央区立坂本小学校において6年生を対象に租税教室を行いました。

常盤小学校と阪本小学校の6年生は双方とも1クラス構成となっており、その1クラスを対象に同じ内容でメイン講師と補助講師のペアでの実施となりました。



租税教室の内容は日税連の2018年版小学生用参加型テキストをベースに授業を行いました。授業のテーマは税の意義・役割、税から考える社会の仕組みとし、税金を集めるゲームを交えながら進行を行いました。児童一人当たりの教育費の額や税の種類についての税金クイズでは、じゃんけんゲームを取り入れ児童が積極的に参加ができるような工夫を施しました。

税金を集めるゲームではクラスを3班に分けてそれぞれが7,000万円・2,500万円・500万円の持ち金でクラス全体が1億円持っている中、クラスとして3,000万円をどのように集めたらいいかディスカッション形式で検討してもらいました。その結果を班長に発表してもらい、聞くだけではなく児童自身が考える授業にしています。

授業時間が45分のため、時間的な制約もありますが班長による代表者同士の話し合いも取り入れ、模擬国会のような形でクラス全体の意見を集約することも行いました。

租税教室では税を通して民主主義について考えるきっかけにもなることも意識しながら授業を行っています。

租税教室の講師として教壇に立つためには、東京会が実施している租税教育講師養成研修を受講して租税教育講師名簿に登録をしていただく必要があります。税理士がこれからの日本を担う若者に対して租税教育を行うことは税に対する正しい判断力と健全な納税者意識を育むのに大きな意義があります。

まずは会員の皆様に租税教育講師養成研修を受講していただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

（租税教育推進委員長 小原 正寛）



東海税理士会主催の 市民フォーラムに参加して

広報部長 増田 和弘



日頃、支部では幹事として広報部に所属し活動していますが、東京税理士会の広報部委員としても本会の会務に携わっています。今回、東海税理士会より11月17日に開催される「税を考える週間」のイベントへの参加願いが東京税理士会広報部に届きました。しかし、東北税理士会のイベントと重なっており、広報部長や理事は予めそちらに参加することが決まっていたため、東京税理士会広報部代表として租税教育推進部の2名とともに参加することになりました。

当日は新幹線で名古屋まで行き、そこで近鉄線に乗り換えてイベントが行われる三重県津に向かいました。乗換駅の名古屋で昼食に「味噌カツ」「味噌煮込みうどん」「ひつまぶし」「天むす」「きしめん」の何れかを楽しめたかったのですが、乗り換え時間が15分しかなく後ろ髪をひかれる思いで近鉄線の特急に乗車しました。

イベントは、市民フォーラム「おとなの税金教室～劇場版～」と題して、津駅前にあるアスト津4階アストホールで行われ、定員180名の会場はほぼ満員で地域の皆さんの関心の高さを感じることができました。

「おとなの税金教室」は全部で4つの話に分かれていました。「第1幕 税金、そこが知りたい」では法人化した定食屋の2代目が、ある税理士事務所へ節税の相談に来所したことをきっかけに、日本の税制と公平な税制とはどういうもののなかを考えていく。「第2幕 ハッキリしてよ消費税」で

は来年の10月に予定されている消費税の10%への増税について賛成か反対か、そして逆進性や軽減税率などの問題を日頃の不満をぶつけあう夫婦を中心に話が展開していく。「第3幕 畑の父と相続税」では農業を営む昔気質の気難しい父親と相続税の負担を考えると気が気じゃない娘が、税理士の助言を受けながら、代々受け継がれてきた「財産」である畑をどのように守っていくべきなのか考えていく。そして「第4幕 所得税と筑前煮」では小さな商店街にある小料理屋で常連客の税理士と副業をしている個人事業者や日本に税金を払いたくない非居住者などを中心に、小料理屋の女将を巻き込んで所得税や税金の使い方について話し合っていく。

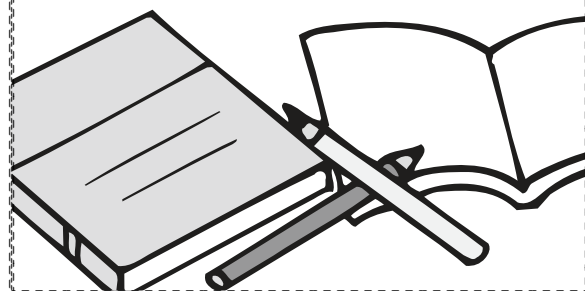
はっきり言って、素人の税理士が芝居をするのでクオリティはそこそこだろうと考えていましたが、期待は良い方に裏切られました。相当練習された

投稿原稿募集について

日本橋支部広報部では投稿原稿や表紙の写真を募集しております。研究論文や随筆、短歌や俳句、4コマ漫画など、多岐にわたって募集いたします。

また「新しい企画」のアイデアも募集します。より良い会報誌を支部会員の皆様に提供するために、ぜひご協力のほどよろしくお願いします。

広報部長 増田 和弘



ようで、かなりのクオリティの高さで驚かされました。まさに「は・な・わ」でした。「は・な・わ」とは、公演が始まる前説での言葉「は・拍手」「な・涙」「わ・笑い」です。なんでもイベント前は1週間毎日長時間にわたって稽古をしたということでした。芝居の上手さに拍手し、我ながら少し感情移入してしまい「ほろっと」涙を誘い、所々に挟んでくる「小ネタ」や「ギャグ」は「おとなの税金教室」というだけあって「昭和チック」で笑ってしまいました。「税金のこと」「税制のこと」「税理士のこと」そして「税理士の業務のこと」を分かりやすく芝居にしている、本当に良いものを拝見させていただいたと思います。

公演後の懇親会では、太田会長をはじめとする東海税理士会の役員の方々や名古屋税理士会、近畿税理士会の役員の方々の中で平委員の立場で緊張しましたが、アットホームな雰囲気の中、公演に関わった方々は皆さん盛り上がっていました。その席でイベントについて伺ったところ、広告代理店やイベント会社などは関わりがなく、プロに依頼したのは音響と照明程度だということでした。なんでもミュージカル劇団出身者や劇場の大道具出身者もいるということで、脚本や台本の作成、演出まですべて自前で行ったということに、またまた驚かされました。私はというと、広報の参考にさせていただくために色々とお聞きすることができましたが、2番目に来賓挨拶をさせられるということで、実はビールも飲まずに挨拶

を考えて文面が頭の中でぐるぐる回ってましたが…。

税理士業界では高齢化が進み、さらに税理士試験受験者数も若年層を中心に激減しています。今回、東海税理士会のイベントに参加させていただき、このような地道な努力が「税理士という職業の理解」そして「税金を知ってもらう」ことになり、最終的に税理士試験の受験者数増加につながっていくことを期待したいと思います。

普段、他の税理士会と接することはあまりないため、他会がどのような活動をしているのか知ることができ、とても良い機会をいただきました。税理士としての自分の業務だけでなく、税理士会の会務や支部活動についても改めて考えさせられました。

ちなみに、せっかく来たので温泉宿に1泊して翌日は観光しました。当然、宿泊費などは自腹ですけど…。



表紙の写真について

表紙の写真は神宮（伊勢神宮）の内宮にある「皇大神宮」（正宮）の写真です。伊勢神宮は本来「神宮」が正式名称ですが、他の神宮と区別するために通称として「伊勢神宮」と呼ばれており、親しみを込めて「お伊勢さん」「大神宮さん」と呼ばれることもあります。ちなみに諸説あるようですが、日本三大神宮とは、「伊勢神宮」「鹿島神宮」「香取神宮」の場合と「伊勢神宮」「熱田神宮」「明治神宮」の場合があるようです。伊勢神宮は、太陽を神格化した天照大御神を祀る皇大神宮（内宮）と衣食住の守り神の豊受大御神を祀る豊受大神宮（外宮）があり、内宮と外

宮をはじめ125の宮社から構成されているということです。歴史的に朝廷・皇室の権威との結びつきが強く、現在でも皇族や総理大臣などが参拝することが慣例になっているようです。また、20年に1度行われる式年遷宮も有名です。参道に続く街並みはすべて木造建築で統一されており、五十鈴川の流れはとてもきれいで秋の紅葉は素晴らしく、周辺には、「夫婦岩」「真珠の養殖」「鳥羽水族館」などもあり、「赤福」「へんば餅」「伊勢うどん」「松阪牛」など美味しい食べ物も豊富な観光スポットです。伊勢神宮は日本全体の鎮守であることから、ぜひ一度は訪れてみてはいかがでしょうか。

～ 東京国税局からのお知らせ ～

平成 30 年 12 月

税理士法違反とならないために

～ 税理士の皆様へ ～

平素から税務行政全般にわたり深い御理解と多大な御協力をいただき誠にありがとうございます。

皆様は、税理士法第1条の公共的使命に基づいて、申告納税制度の円滑な運営に重要な役割を果たしておられます。

しかしながら、一部の税理士等の税理士法違反行為により、毎年、財務大臣による懲戒処分等が相当数行われております。

皆様が、税理士法違反とならないためには、税理士法の内容を正しく理解していただく必要があります。

そのために、国税庁では、「税理士法違反行為 Q&A」など、税理士法に関する情報をホームページに掲載しておりますので、是非一度御確認いただきますようお願いいたします。

また、税理士会支部において実施している税理士法その他職業倫理に関する研修には、積極的に御参加いただきますようお願いいたします。

(参考1) 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の件数

会計年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
件 数	50	59	41	39	38

(参考2) 税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(参考3) 税理士法第 39 条(会則を守る義務)

税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

国税庁ホームページ掲載の税理士法に関する情報

- ・ 税理士法
- ・ 税理士法基本通達
- ・ 税理士法違反行為 Q&A
- ・ 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方(財務省告示第 104 号) など



国税庁・国税局・税務署

裏面もご覧ください

懲戒処分の対象となる税理士法違反行為の具体事例

～ 税理士法違反行為 Q&A(抜粋) ～

「税理士法違反行為 Q&A」は、税理士の方々が、税理士業務を行う中で、税理士法違反行為を行うことなく、適正な業務運営を行っていただけるよう、どのような行為が税理士法違反に該当することとなるかについて、Q&A 形式により、後述のような具体事例を多数紹介し、説明していますので、是非一度御確認いただきますようお願いいたします。

◎ 故意に不真正の税務書類を作成した場合(税理士法第 45 条第1項該当)

税理士甲は、関与先乙の所得税及び消費税の確定申告に当たり、乙から自身には多額の借金があり税金を納めることができないので何とかしてほしい旨の依頼を受け、いずれ修正申告をしなければならないことを乙に説明した上で当年分に計上すべき売上金額であると認識しながらその売上金額を翌年分に計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。(問3-6 事例6参照)

◎ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れをした場合 (税理士法第 37 条違反、第 46 条該当)

税理士甲は、自己の所得税及び消費税の確定申告に当たり、申告義務があることを認識していたにもかかわらず、関与先の増加に伴い業務多忙となったことや確定申告しても税金が還付となると見込まれたことを理由に、連年法定申告期限までに確定申告書を提出せずに多額の申告漏れ所得金額を生じさせた。

なお、甲は、過去にも連年法定申告期限までに確定申告書を提出していなかったため、税務署から申告書を提出するよう指導されていた。

(問3-10 事例 12 参照)

◎ 税理士法第 52 条の規定に違反する者に対して名義貸しをした場合 (税理士法第 37 条の2違反、第 46 条該当)

税理士甲は、勤務実態のない非税理士乙を使用人と装い、乙が作成した所得税及び消費税の確定申告書の内容を何ら確認せずに署名押印する「名義貸し」行為を行った。(問3-16 事例 23 参照)

重 要 な お 知 ら せ

1 日本税理士会連合会の研修ホームページリニューアルのお知らせ

日本税理士会連合会の研修ホームページが 2018 年 12 月 3 日にリニューアルされました。
それに伴い、利用可能なブラウザが変更になっております。

- ・ Internet Explorer はバージョン 11 にのみ対応しています。10 以前のバージョンには対応していません。
- ・ Google Chrome や Firefox などのブラウザに対応しました。

※ 詳細は、日本税理士会連合会のホームページの研修部のページでご確認ください。

2 e-Tax のセキュリティー強化に関するお知らせ

2019 年 1 月以降、e-Tax のメッセージボックスのセキュリティーを強化し、個人納税者が e-Tax のメッセージボックスに格納された個人情報を閲覧するためには、原則として電子証明書が必要になります。これにより、税理士が税務代理を行う場合には e-Tax 上で税理士と納税者が委任関係である旨を登録する必要があります。

※ 詳細は、東京税理士会のお知らせ『メッセージボックスセキュリティー強化に伴う「申告のお知らせ」転送設定について』をご確認いただくか、各ソフトメーカーにお問い合わせください。

広報部長 増田 和弘

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金は2018年10月1日から 時間給 985 円 に改正されました。

※ 東京都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者に適用されます。

※ お問い合わせ先

- ・東京都労働局労働基準部賃金課 TEL03-3512-1614 （最低賃金について）
- ・東京都労働局雇用環境・均等部 TEL03-6893-1100 （業務改善助成金について）
- ・東京働き方改革推進支援センター TEL0120-662-556 （最低賃金及び業務改善助成金について）
- ・事業所の所在地を管轄するハローワーク又は東京労働局ハローワーク助成金事務センター助成金第二係（キャリアアップ助成金・人材確保等支援助成金について）

広報部長 増田 和弘

支部会員異動のお知らせ

平成30年7月1日～
平成30年11月30日

〈入会〉			
7月25日	ヒラ ノ ヨシ シゲ 平野 嘉重	〒103-0004 東日本橋3-10-14 サンライズ橋ビル7階 税理士法人フィールド 電話 5695-7731	8月23日 マス イ ヒロ ヒサ 増井 裕久 〒103-0025 日本橋茅場町2-17-5 第三高野ビル2階2A 電話 6231-1753
7月25日	イ トウ エ リ 伊藤 英梨	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858	8月23日 ミヤ ガワ ヒロ ユキ 宮川 博行 〒103-0013 日本橋人形町1-18-6 鳥近ビル3階 電話 5614-0577
7月27日	ナカ ツネ トモ ヒロ 中常 友裕	〒103-0005 日本橋久松町13-4 トスパビル9F アルメリア税理士法人東京事務所 電話 3527-2050	9月25日 ワタ ナベ マサ トシ 渡邊 雅俊 〒103-0001 日本橋小伝馬町16-20 小西ビル2階 株式会社エムアイシー内 電話 3665-0166
8月23日	オカ ダ ダイ サク 岡田 大作	〒103-0016 日本橋小網町12-7 日本橋小網ビル8階 CaN International税理士法人 電話 6661-1163	9月25日 タ ナカ ノブ ヒロ 田中 信宏 〒103-0027 日本橋2-1-3 アーバンネット 日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所 電話 4574-6688
8月23日	ナミ キ ヒロシ 双木 宏	〒103-0027 日本橋2-10-8 日本橋日光ビル2F IKP税理士法人 電話 3527-9419	9月25日 タケ ウチ ユウ ト 竹内 勇人 〒103-0001 日本橋小伝馬町15-15 食糧会館 田山 毅税理士事務所 電話 3527-2955
8月23日	サ トウ キン ジ 佐藤 謹二	〒103-0004 東日本橋3-8-1 東日本橋コーポラス602号 電話 6661-6550	9月25日 イソ ガイ カズ トシ 磯貝 和敏 〒103-0022 日本橋室町4-6-2 菱華ビル7階 電話 6281-9455
8月23日	カジ ヤマ セイ ジ 梶山 清児	〒103-0027 日本橋3-1-2 NTA日本橋ビル10階 税理士法人みなと財務東京事務所 電話 3272-8561	9月25日 サ トウ ノブ ユキ 佐藤 伸之 〒103-0001 日本橋小伝馬町16-5 新日本橋長岡ビル9-B 電話 6264-9503
8月23日	タ ダ タケシ 多田 毅	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-17-2 ライオンズマンション 日本橋607号室 電話 6661-7269	9月25日 アオ キ ヒロ アキ 青木 裕明 〒103-0025 日本橋茅場町1-13-13 七宝ビルディング7階 税理士法人あさひ会計事務所 電話 5645-2811
			10月1日 マル ヤマ ナオ ヤ 丸山 直哉 〒103-0026 日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル5階

10月24日	オオ コ ウチゲン シ ロウ 大河内源四郎	カーネリアン税理士法人 電話 5623-2910 〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858	11月20日	フジ ト カズ ヤ 藤戸一弥	オートエックス工藤ビル4F ストラータ税理士法人 電話 5643-6431 〒103-0004 東日本橋2-1-12-101号 電話 090-2547-6431
10月24日	マツ ザキ ジュン キ 松崎純輝	同 上	《転入》		
10月24日	イシ ザカ タカ ヒロ 石坂貴洋	同 上	7月1日	イチ カワ タ ヨ 市川多余	京橋支部より 〒103-0016 日本橋小網町11-5 リードシー日本橋小網町9F-16 電話 3669-7373
10月24日	ウエ ムラ カズ ナリ 植村一成	〒103-0025 日本橋茅場町1-2-14 日本ビルディング3号館3F 税理士法人トータルマネジ メントブレーン東京支店 電話 6231-1576	7月10日	サイ ジョウレイ コ 西條玲子	雪谷支部より 〒103-0025 日本橋茅場町2-17-5 茅場町リバーサイドビル203号室 電話 050-6866-2822
10月24日	オオ サト ケイ 大里佳	〒103-0007 日本橋浜町1-10-9-901号 電話 090-4132-5430	7月13日	ナイ トウ タイ イチ 内藤泰一	〒103-0001 日本橋小伝馬町6-11 税理士法人FISCO 電話 6206-2024
10月24日	タカ ハシ ヨシ アキ 高橋嘉明	日本橋久松町5-14 モリリン日伸ハイツ602号室 〒103-0015 日本橋箱崎町15-1-305号 電話 090-7149-7397	7月17日	ヨシ タ カズ ヒロ 吉田和広	武蔵府中支部より 〒103-0014 日本橋蛸殻町1-37-12-601号 会計サポート税理士法人 電話 5640-1318
10月26日	タカ ヒラ ヤス シ 高平康嗣	〒103-0022 日本橋室町3-3-1 ミッドランド税理士法人 東京オフィス 電話 6661-1591	7月30日	コ イズミシンイチロウ 小泉慎一郎	豊島支部より 〒103-0028 八重洲1-7-20 税理士法人東京総合会計 電話 5299-6181
11月20日	シバ タ タカ ヒロ 柴田誉宏	〒103-0001 日本橋小伝馬町6-11 税理士法人FISCO 電話 6206-2024	7月31日	タケ ノ トシ ユキ 嶽野稔之	〒103-0011 日本橋大伝馬町10-1 柿原林業ビル5F 電話 5651-7112
11月20日	ト ガシ ユウ スケ 富樫雄介	同 上	8月30日	フカ ザワ エイ ジ 深澤永仁	〒103-0003 日本橋横山町1-3-404 電話 6385-2175
11月20日	ナカ ザワ ゴウ 中澤剛	〒103-0025 日本橋茅場町1-2-12 共同中央ビル5階52 日本橋淡青法律事務所内 電話 6231-0762	9月7日	オ ガワ ヒロ アキ 小川浩聡	〒103-0022 日本橋室町1-6-3
11月20日	サクラ イ ヒロ カズ 桜井博一	〒103-0011 日本橋大伝馬町9-8-403号 電話 090-8438-4074			
11月20日	ツカ ダ タク ヤ 塚田拓也	〒103-0014 日本橋蛸殻町2-11-2			

	山本ビル9階 室町税理士法人 電話 3516-6331	11月13日	イナ モト ミ ユキ 稲本美幸	〒103-0022 日本橋室町3-4-7 ビューリック日本橋室町ビル10階 税理士法人チェスター 電話 6869-5040
9月13日	目黒支部より イワ サキ ユ ミ 岩崎裕美	〒103-0027 日本橋1-2-10東洋ビル4F 新日本税理士法人 日本橋オフィス 電話 6262-0797	〈法人入会〉 7月13日 税理士法人FISCO	〒103-0001 日本橋小伝馬町6-11 電話 6206-2024
9月19日	日野支部より アオ キ ツグ ノリ 青木継徳	〒103-0022 日本橋室町1-6-3 山本ビル9階 室町税理士法人 電話 3516-6331	7月17日 会計サポート税理士法人	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-37-12-601号 電話 5640-1318
9月25日	杉並支部より タカ ハシ タク マ 高橋琢磨	〒103-0027 日本橋2-1-17丹生ビル2F 竹田・菊地税理士法人 東京事務所	7月19日 税理士法人あすか 一木会計事務所	〒103-0025 日本橋茅場町1-8-5 KKビル5階 電話 3660-5805
10月9日	四谷支部より ナカ タ マ キ コ 中田真希子	〒103-0022 日本橋室町3-4-7 ビューリック日本橋室町ビル10階 税理士法人チェスター 電話 6869-5040	8月15日 税理士法人ASHA	〒103-0012 日本橋堀留町1-2-15 第3朝日ビル7階 電話 3527-2120
11月1日	麹町支部より マル オカ ユウ コ 丸岡祐子	〒103-0022 日本橋室町1-6-3 山本ビル9階 室町税理士法人 電話 3516-6331	8月23日 アルメリア税理士法人 東京事務所	〒103-0005 日本橋久松町13-4 トスパビル9F 電話 3527-2050
11月1日	京橋支部より ニ ガ サダ ノリ 仁賀定則	〒103-0022 日本橋室町1-9-10 三忠堂ビル5階 富田博之税理士事務所 電話 3243-2781	9月11日 カーネリアン税理士法人	〒103-0026 日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル5階 電話 5623-2910
11月2日	本所支部より イマ イ ケイ 今井景	〒103-0005 日本橋久松町13-4 トスパビル6階 電話 6820-2879	〈事務所住所変更〉 オイ ナカ ノリ ヒサ 追中徳久	〒103-0016 日本橋小網町11-5 電話 5847-9011
	麻布支部より		イ デ ミツ アキ 井出光昭	〒103-0013 日本橋人形町2-6-11

タカ バタケ トキ コ
高 畠 祝子

〒103-0002
日本橋馬喰町1-14-2
高田ビル2F

タカ バタケ クニ ヤス
高 畠 國 安
ナカ ムラ サトシ
中 村 敏

同 上
〒103-0014
日本橋蛸殻町1-9-5
GEMINI-ONE 1階

ヤマ グチ タカ シ
山 口 高 志

〒103-0001
日本橋小伝馬町6-11
税理士法人FISCO

コ ジマカズ フ ジ
小島一富士

〒103-0014
日本橋蛸殻町1-37-12-601号
会計サポート税理士法人
電話 5640-1318

イチ ギ ユウ イチ
一 木 裕 一

〒103-0025
日本橋茅場町1-8-5
KKビル5階
税理士法人あすか一木会計事務所

ホン ダ マサ ヒデ
細 田 将 秀

〒103-0027
日本橋2-10-8
日本橋日光ビル2F

イ デ ヒトシ
井 出 仁
アサ ミ タツ オ
浅 見 達 雄

同 上
〒103-0012
日本橋堀留町1-2-15
第3朝日ビル7階
税理士法人ASHA
電話 3527-2120

サ サ キ ノリ シ
佐 々 木 則 司
ハマ カワ ヒサ コ
濱 川 久 子
アオ キ ヒサ ナオ
青 木 久 直
フジ ムラ ナオ キ
藤 村 直 樹
カワ チカ ヨシ アキ
河 近 芳 昭

同 上
同 上
同 上
同 上
〒103-0026
日本橋兜町11-7
ビーエム兜町ビル503号
電話 6666-5101

ヨシ ツカ トモ アキ
吉 塚 倫 明

同 上
電話 6661-1666

スガ フラ カズ ヒロ
菅 原 一 泰

〒103-0025
日本橋茅場町2-5-6
日本橋大江戸ビル6階608号室
同 上

スガ フラ ク ミ
菅 原 久 美
アサ ノリ カ コ
浅野理佳子

〒103-0023
日本橋本町4-15-11
岩川日本橋ビル8階

フク ダ ヒロ ユキ
福 田 浩 之

萩口義治税理士事務所
電話 6231-0996
〒103-0007

マツ シマ シン ベイ
松 島 慎 平

日本橋浜町2-17-9
美術館ビル内
電話 5649-5228
〒103-0025
日本橋茅場町1-13-13
七宝ビル7階

サ トウ キン ジ
佐 藤 謹 二

〒103-0014
日本橋蛸殻町2-8-11
パークハビオ水天宮前702号
電話 090-9134-3291

オカ ダ カズ ノリ
岡 田 和 教

〒103-0013
日本橋人形町3-11-2
レコルテ85ビル3階

イノ ウエ トモ ヒロ
井 上 智 宏

〒103-0025
日本橋茅場町1-13-13
七宝ビルディング9階

クリ ハラ シン ベイ
栗 原 真 平

〒103-0016
日本橋小網町17-18 1F
電話 6231-1744

ヒキ チ エイ ジ
引 地 栄 二

〒103-0013
日本橋人形町2-8-3
第5篠原ビル3階

ミ ウラ トシ ユキ
三 浦 敏 幸

〒103-0013
日本橋人形町1-3-6
AIC共同ビル人形町4F

ツユ キ マサ ト
露 木 正 人

〒103-0025
日本橋茅場町2-4-10
大成ビル7階

ツチ ヤ ユウ イチ
土 谷 裕 一
ミ ヤケ ゴウ タ
三 宅 郷 太
コ ジマ ジュン コ
小島純子

電話 6810-7902
同 上

〈法人事務所住所変更〉

IKP税理士法人

同 上
同 上
同 上

〒103-0027
日本橋2-10-8
日本橋日光ビル2F

税理士法人アリー 日本橋支店

〒103-0025
日本橋茅場町1-13-13

七宝ビル7階

電話 080-3315-2224

ミッドランド税理士法人 東京オフィス

〒103-0022

日本橋室町3-3-1

〈事務所電話番号変更〉

齋藤由利
吉村博一
渡邊正樹
岩川辰也
関口勝也
青木茂

3327-7012

090-7225-2297

6403-4474

5652-0067

090-8894-5195

3527-2471

〈事務所名変更〉

山口高志
吉田光一郎
本多恵
小川由紀
上田博行
坂本喜彦
多賀谷理世
福田浩之

税理士法人FISCO

カーネリアン税理士法人

同上

同上

同上

同上

同上

福田浩之税理士事務所

〈転出〉

安藤昇
高宮惇
山蔦潤子
関口真季
林昇平
後藤直美
葉山久美子
吉鷹香菜
山元大士
谷陽平
河治寿幸
平井崇靖
戸崎隆太
原田吉久
植村一成
伊藤正将

神田支部へ

葛飾支部へ

芝支部へ

浅草支部へ

北沢支部へ

麹町支部へ

荏原支部へ

京橋支部へ

上野支部へ

京橋支部へ

四谷支部へ

練馬東支部へ

麹町支部へ

京橋支部へ

京橋支部へ

神田支部へ

〈退会〉

山田源太
齋藤敦
林太一
塩井幸雄
上條紘輝

名古屋会へ

千葉県会へ

東京地方会へ

業務廃止

千葉県会へ

岩本潤子 関東信越会へ
藤山清春 業務廃止
坂本雄一 関東信越会へ
小此木広史 千葉県会へ
田中あゆみ 千葉県会へ
松井和夫 千葉県会へ
黒澤修 千葉県会へ
坂本喜彦 千葉県会へ
榎邦弘 業務廃止
高木芳夫 千葉県会へ
佐々木希 関東信越会へ
山本良一 業務廃止
三上光徳 業務廃止

〈法人会員退会〉

小此木税理士法人

千葉県会へ

税理士法人トータルマネジメントブレーン

東京支店

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

坪島悦生 昭和32年9月24日生まれ 60歳

平成30年7月19日死 亡

編集後記

第155号をお届けいたします。

新年号恒例の“年男・年女”、研究論文、随筆、各部だよりなど、ご協力をいただきました諸先生方にはお忙しい中、ご寄稿を賜りまして誠にありがとうございました。

年が明けますと確定申告にむけて繁忙期がはじまります。

「1年の計は元旦にあり」ということわざにもありますように、(これは自分に強く言い聞かせておりますが) 早期の計画立案に早期着手、そして何より健康に留意してこの繁忙期も元気にのりこえたいものです。

寒さ厳しき折、先生方におかれましてもどうぞご自愛くださいませ。 (北島亜紀)

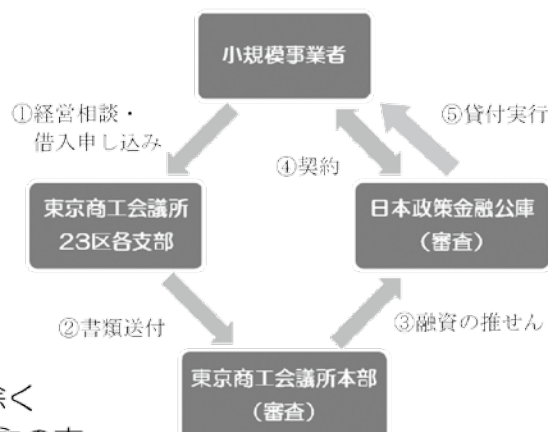
〈編集委員〉

増田和弘 岩川由美子 三品貴仙 小山栄一
岡村宗男 石橋俊英 緑川 光 高橋龍美
木下純一 北島亜紀

[小規模事業者向け] 無担保、無保証人、低利の公的融資制度

国の融資制度（マル経融資）のご案内

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の
推せんを行います。
- ・安心して借入ができる
国(日本政策金融公庫)の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。
信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・パート・アルバイト・派遣社員・役員を除く
従業員 20 名以下（※）の法人・個人事業主の方
※商業・サービス業は 5 名以下（宿泊業・娯楽業は 20 人以下）
- ・最近 1 年以上、東京 23 区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している方

融資限度額

2,000万円

返済期間

運転資金 7 年以内
設備資金 10 年以内

担保・保証人

不要（信用保証協会の保証も不要）

融資利率

年 1.11%（2018 年 11 月 9 日現在）
※中央区の利子補助制度があります。

（注）審査の結果、ご希望に添えないこともあります。
※融資限度額・返済期間の取扱いは、平成 31 年 3 月 31 日まで（日本政策金融公庫受付分）となります。
※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

資金用途一例

●設備資金

・パソコン・プリンタ・
会計ソフトの入れ替え
・事務所移転時の什器
購入費用や敷金 等

●運転資金

・給与・ボーナスの支払
諸経費の支払 等

【経営に関するお悩み承ります】

◇ 税理士による無料法律相談

第 2 火曜日

◇ 弁護士による無料法律相談

第 3 火曜日

午後 1 時～4 時（1 回 30 分）

要予約・電話にてご予約ください

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811

日税グループは、税理士界ひとすじに おかげさまで 45 周年！



税理士先生とその関与先様のために様々なご相談にお応えします！



税理士事務所サポート

何でもお気軽にご相談ください。

- ・税理士顧問料の集金代行
- ・税理士・職員向け研修会の企画・運営
- ・関与先の事業に係わる集金代行
- ・関与先の経営課題解決

株式会社 **日税ビジネスサービス**
0120-155-551



不動産の売買仲介

関与先の不動産案件をご紹介ください。

- ・相続 ・物件調査
- ・収益物件・有効活用
- ・財産評価サポート
- ・不動産鑑定評価

株式会社 **日税不動産情報センター**
03-3346-2220 (本社代表)



生命保険

- ・がん保険・医療保険
(全税共集団取扱保険料適用)
- ・生命保険コンサルティング

株式会社 **共栄会保険代行**
0120-922-752



生命保険・損害保険

- ・団体所得補償保険
(全税共団体割引適用)
- ・生命保険コンサルティング

株式会社 **日税サービス**
0120-312-112



日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F

日税グループ

検索

中小企業経営者の皆さまへ

連鎖倒産から中小企業を守る!

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

もしも取引先が
倒産したら!
そのときの備えは万全ですか?
「経営セーフティ共済」に加入していれば、
万が一取引先が倒産しても回収困難となった
売掛金相当の資金を借り入れることができます。



取扱手数料

新規加入及び増額を取りまとめた
いただいた組合員及び準会員にお支払
いします。

請求書は東京税理士協同組合のホー
ムページからダウンロードできます。



国のセーフティネット対策の柱の一つです! ポイント

- ①取引先が倒産した場合、掛金総額の10倍の範囲内
(最高8,000万円)で被害額相当の共済金の貸付
けが受けられます。
- ②共済金の借入条件は無担保、無保証人。
- ③掛金は税法上、損金(法人)もしくは必要経費
(個人事業)に算入できます。
- ④40ヶ月以上納付し、任意解約した場合、100% 掛金
が戻ります。(12ヶ月未満は掛け捨てです)。

制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構(中小機構) 共済相談室

TEL.050-5541-7171

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先

東京税理士協同組合

TEL.03-5363-2011



第33回
平成30年10月20日

カラオケ発表会



カラオケ発表会での支部長挨拶



ゲストのHIROKIさん



納税表彰式



新入会員業務説明会



東京税理士会野球大会優勝球



坂下支部長の胴上げ



3連覇 10 回目の優勝



MVP の小田会員



優秀投手賞の山重会員



税を
考える
週間



日税サービス主催駅伝大会



出場したアウトドア部

